

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 研究に関する事項</p> <p>(1)重点調査研究に関する事項 研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省における健康づくり施策に必要な不可欠な科学的知見を蓄積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行うこと。</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1)重点調査研究に関する事項を達成するための措置 研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省における健康づくり施策に必要な不可欠な科学的知見を蓄積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行う。</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p> <p>運動・身体活動による生活習慣病の一次予防、食事と遺伝的因子の相互作用の解明並びに運動と食事とによるテーラーメイド予防法に関して、ヒトを対象とした試験、動物や細胞等を用いた実験を行う。特に糖尿病及びメタボリックシンドロームの一次予防に資する調査及び研究に特化・重点化する。</p> <p>a 運動・身体活動による生活習慣病予防、運動と食事指導の併用を行った場合の効果等について、実験的、疫学的な調査及び研究を行う。これにより食事摂取基準、運動基準等を作成するための科学的根拠の提示を行う。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1)重点調査研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p> <p>a 運動・身体活動による生活習慣病予防、運動と食事指導の併用を行った場合の効果等についての研究を行う。具体的には、①運動基準のバリデーションに関する研究、②閉経後女性を対象にした身体活動（ウォーキング）と食事由来成分摂取による骨密度に対する影響に関する研究、③安全なレジスタンス・トレーニングが中高齢者の筋機能及び基質消費量に及ぼす影響についての研究を行う。</p>	<p>a 身体活動・運動・体力と生活習慣病発症に関するシステマティックレビューを行い、その結果を基に研究員4名（1名は座長）が、「運動所要量ワーキンググループ（厚生労働省健康局）」として参画し、健康づくりのための運動基準2006-身体活動・運動・体力-（厚生労働省 平成18年）の策定に大きく寄与した。さらに、健康づくりのための運動指針2006（エクササイズガイド2006）についても、中心的に策定作業を行った。〔資料①-a、b〕</p> <p>身体活動（ウォーキング）と食事由来成分であるイソフラボンの併用効果により閉経後女性の大腿骨頸部の骨密度の低下が予防されることを明らかとした。〔資料①-c〕</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 研究に関する事項 (1)重点調査研究に関する事項 ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p>	<p>b 遺伝子改変動物を用いて、運動や食事指導によってメタボリックシンドローム及び生活習慣病がいかに予防されるのかを、遺伝子解析等による分子レベルでの機序解明を試み、運動と食事指導による生活習慣病のテーラーメイド予防法の開発に資する科学的根拠を提示する。</p> <p>c ヒトを対象として、基礎代謝量と遺伝素因の相互作用や遺伝子多型と各栄養素摂取量、身体活動量等との関係を明らかにし、生活習慣病発症の遺伝、環境リスクの相互関係を解明する。</p>	<p>b 運動の肥満・糖尿病予防機序、脂質（飽和脂肪酸、トランス酸等）や糖質（果糖、蔗糖等）過剰摂取による肥満・糖尿病発症機序について、分子レベルでの研究を行う。</p> <p>c 肥満や糖尿病などの生活習慣病に、遺伝子多型や栄養素等摂取量・身体活動量などの環境因子が、どの程度寄与しているかについて研究を行う。</p>	<p>b 高脂肪食が、糖尿病・メタボリックシンドロームを発症するメカニズムを解明するために、我々が遺伝子操作によって作製した耐糖能異常モデル動物、すなわちグルコース応答性インスリン分泌能の低下は認められるが糖尿病は発症しない膵β細胞特異的グルコキナーゼヘテロ欠損マウスを使用し、高脂肪食がインスリン分泌や膵β細胞細胞量に与える影響について検討した。</p> <p>・定期的な運動による抗肥満効果には、筋肉でのAMP-activated protein kinaseの活性化が必要であること、高蔗糖食による脂肪肝は魚油により予防されたが、高脂肪食による脂肪肝は逆に増悪し、脂肪肝の成因により、予防法が異なること、肝臓UCP2は高脂肪食による肥満とは関連がないことを明らかにした。</p> <p>c 各栄養素摂取量と遺伝子多型の相互作用について検討するために、700名のコホート対象者について2個のインスリン感受性遺伝子の多型（PPARγ、アディポネクチン）のタイピングを行い、食習慣との相互作用について検討した。</p> <p>・罹患同胞対法を用いた全ゲノム解析や候補遺伝子アプローチによって、日本人における2型糖尿病感受性遺伝子をさらに明らかにした。</p> <p>・医師・栄養士・運動指導士などからなるチームで肥満克服プログラムを構成し、対象者235名を無作為に2群に分け介入効果を検証中である。同時に、肥満に関連する遺伝子の多型が、食事・運動の改善による肥満解消への効果に及ぼす影響や他要因（血液生化学、エネルギー消費量・基礎代謝、性格など）との相互作用を解析するため、16ヶ所のタイピングを実施した。</p>
<p>評価の視点</p> <p>○研究の質は高く保たれているか。 ○生活習慣病予防や健康づくり施策の推進やガイドライン策定に寄与するものであるか。 ○研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については 具体的な効果に関する将来展望が示されているか。</p>	<p>自己評価 S</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16年ぶりに改定された「運動基準」及び「エクササイズガイド(2006)」の策定に大きく貢献した（エビデンスの提供、策定のための系統的レビュー、専門家ネットワークの構築、ガイドの普及啓発等）。 ・厚生労働省の重要施策となった糖尿病及びメタボリックシンドローム対策の基礎となる質の高い研究を実施し、エビデンスを提供した。 	<p>評定 S</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の重要施策への貢献は高く評価できる。 ・運動基準及びエクササイズガイドの策定への貢献は大きい。 ・時代のニーズが高い課題に対し、科学的根拠を呈示できた。 ・エクササイズガイドは一般国民の指標として有効である。 ・生活習慣病のテーラーメイド予防へのアプローチは着実に成果をあげつつあるように思われる。 ・健康づくりに必要なエクササイズを確立するために貢献したことが高く評価できる。 ・「エクササイズガイド2006」のとりまとめなど、学術的にも実践的にも大きな貢献であった。 	

- | | | |
|--|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none">・「エクササイズガイド 2006」の策定に資する成果、個々の研究成果の質は高く評価できる。・研究成果がガイドライン策定に寄与していることを評価する。メタボリックシンドローム対策としての研究価値について評価するが、至上的なものとは思えない。 |
|--|--|--|

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 研究に関する事項 (1)重点調査研究に関する事項 イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究</p>	<p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究</p> <p>日本人の食生活の多様性を科学的に評価するための指標及び調査手法を開発し、それが健康に及ぼす影響について疫学的な調査及び研究を行う。特に日本人の食事摂取基準等の科学的根拠となるデータの蓄積と「健康日本21」の評価への応用という点を重点目標とする。</p> <p>a 栄養に関する実践において最も基本的かつ重要な指針である「食事摂取基準」について、平成20年度に予定される改定作業に向け、系統的レビューを平成19年度まで重点的に行う。また、今後の改定に向けて、ヒトを対象とした疫学的研究及び基本的情報の収集等を継続的に行う。</p>	<p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究</p> <p>a 平成20年度に予定される改定作業に向けて、①「日本人の食事摂取基準（2005年版）」で系統的レビューの追加が必要とされる栄養素を中心とした徹底的な再レビュー作業、②すべての栄養素ならびにエネルギーに関する新規発表論文ならび関連資料の収集・分析、③栄養素摂取量並びにその生体指標の収集を中心とした疫学研究、④ミネラルの必要量に関する出納実験を行い、次回改定のための基礎的資料を得る。</p>	<p>・『食事摂取基準』に関連して、新しく提案された指標（目安量など）の活用方法に関する基礎的研究などを中心に諸外国の学術論文の収集を行った。</p> <p>・60名の成人を対象に加速度計法を用いて10種の身体活動（運動、家事など）の強度の評価法を確立することを目的に3種類の加速度計の評価を行った。</p> <p>・JALSPAQ等の既存の質問紙や運動基準・食事摂取基準のための質問紙、および上記で検討する加速度計を使って、二重標識水法とあわせて、日常生活における身体活動量の妥当性を検討した。</p> <p>・『日本人の食事摂取基準（2005年版）』のうち特に重要と考えられた章の英語訳を行った。</p> <p>・日本人若年女性を対象とした栄養素摂取量の申告誤差の要因、ならびに、鉄摂取量・食物繊維、水、マグネシウム摂取量の健康影響に関する栄養疫学研究を行った。〔資料①-d〕</p> <p>・時間分解蛍光免疫測定法による各種生体指標測定法の確立するための準備を行った。</p> <p>・ミネラルの代謝に関連する栄養素（ビタミンK、ビタミンD、カルシウム、マグネシウム、ナトリウム）及び非栄養素成分（大豆イソフラボン）の栄養生理学的意義に関する研究を行った。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 研究に関する事項 (1)重点調査研究に関する事項 イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究</p>	<p>b 「健康日本21」推進のためには、効果的な運動・食事指導プログラムの開発と普及や、国及び地方自治体での適切な指導効果の評価の実施等が重要であることから、これらの手法の開発、国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に資する検討を行う。</p>	<p>b 効果的かつ実践可能性の高い食事指導プログラムを開発し、地方自治体等と協力して試験運用を行い、利用可能性を評価するとともに、利用者マニュアルを作成する。</p>	<p>・平成20年度から実施される標準的な健診・保健指導に活用できることを考慮した栄養教材を作成し、複数の施設においてその有効性について試行調査を実施した。一部の成果物については、厚生労働省健康局が公表した標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）および保健指導事例集に掲載されている。次年度は、教材を活用した保健指導プログラムを実施する。</p>
<p>評価の視点</p> <p>○研究の質は高く保たれているか。 ○わが国の栄養疫学研究の進歩に寄与するものであるか。 ○日本人の食事摂取基準を策定（次回改定）するために有用な資料となるものであるか。 ○「健康日本21」推進のために有用な資料となるものであるか。 ○研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。</p>	<p>自己評価 A</p> <p>（理由及び特記事項） ・平成20年度を中心に改定作業が行われる「食事摂取基準」の基礎データとなるエビデンスを構築（一流国際誌における関連論文の掲載）し、平成19年度のレビューワークにつなげた。 ・平成20年度から開始される特定健診・保健指導に活用可能な栄養教材を開発・検証した。</p>	<p>評定 A</p> <p>（理由及び特記事項） ・重要な業務が適切に遂行されている。 ・根拠を一流誌に掲載している。 ・特定健診・保健指導にさらなる貢献を望みたい。 ・全般に研究レベルは高い。特に「食品摂取量と機能性便秘の関連：18～20歳の女子学生3,835人の横断研究」(事業報告書添付資料①-d)は高く評価したい。 ・成果を一般社会へ積極的に還元することを望む。 ・食事摂取基準は国民の健康を守る栄養評価をする上で重要である。身体活動量の評価により大きく左右されるので、作業等も含めた研究結果に期待する。 ・基礎的研究の成果を作りながら実践的な方法につなげていく手法は評価できる。</p>	

- ・ 研究の質は良く、成果は高いと認められる。
- ・ 研究報告の量と質を評価する。

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 研究に関する事項 (1)重点調査研究に関する事項 ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p>	<p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p> <p>「健康食品」に含まれる食品成分の有効性及び健康影響に関して、実社会における使用実態等を把握するとともに、ヒトに対する影響を評価する手法を開発する。その結果を幅広く公開し、「健康食品」に関わるリスクコミュニケーションに資するデータベースの更新及び充実を継続して行う。</p> <p>a 保健機能食品等の健康志向に基づく食品の使用実態等の情報を収集・把握し、栄養表示及び健康表示の側面から、健康影響について調査検討する。 また、栄養素以外の食品成分から広く健康影響を持つ食品素材をスクリーニングして、そのヒトにおける有効性評価について細胞モデル及び動物モデルを用いて検討する。</p> <p>b 「健康食品」に関する正しい知識の普及と健康被害の未然防止並びに拡大防止を目的に、公正で科学的な健康食品の情報を継続的に収集・蓄積し、幅広く公開する。</p>	<p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p> <p>a 健康志向に基づく多くの食品成分、素材の使用実態等の最新情報を収集・把握し、健康影響を持つ食品成分を生活習慣病、慢性疾患への応用に焦点を当てる。糖尿病酸化ストレス下における抗動脈硬化性機能性食品成分の研究・開発、効果的な摂取方法等に関する研究を進め、n-3系多価不飽和脂肪酸のLDLの酸化、血管内皮細胞傷害、炎症等への影響を検討する。予防が望まれる慢性疾患に対して有効な補完成分の探索を開始するため、重要になる標的遺伝子をスクリーニングする。</p> <p>b 科学的根拠がある最新の健康食品情報、ならびに国内外の危害情報を継続的に蓄積し、ホームページ上で公開する。 現場の専門家との連携をより積極的に行うため、ホームページ上の既存の情報交換ページを大幅に改良するとともに、専門家の参加を得て、「健康食品」の有効性・安全性についてのワークショップを行う。 また、ホームページ上で健康食品の情報を幅広く公開するためのより効率的なフレームワークを取り入れる。</p>	<p>a 食品保健成分の中から、ビタミンE同族体成分の摂取状況調査（アンケート調査）を行うと同時に、その有効性・安全性について調査した。1000人を対象に郵送後、約5割の回収があり解析中である。補完成分のスクリーニングに際してよい指標になるコネキシン遺伝子をターゲットにした補完成分スクリーニングシステムを開発しており、また、癌予防の可能性が高い食品（大豆等）の中に含まれる成分に着目してヒト中皮腫に対する食品成分の影響をヒト由来培養細胞レベルにおいて評価した。さらに、実験的糖尿病モデル動物を用い n-6系多価不飽和脂肪酸であるリノール酸または n-3系多価不飽和脂肪酸である DHA 摂取の影響について網膜で認められる炎症性サイトカイン、接着分子等の発現等を評価した。</p> <p>b 国内外の安全情報・被害関連情報、新規素材情報、よくある質問（FAQ）の整理、サイト利用マニュアル作成、素材情報に対する素材画像の追加等々、健康食品の安全性・有効性情報のページの更新を行った。また専門職から構成する会員サイトを充実させるために、サイト内の「情報交換ひろば」の大幅改修と会員情報の整理、トップページのデザイン改良なども行った。同時に長期間アクセスのない会員の整理等を行ったので3月末の会員数は2837名（薬剤師</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
			<p>1126名、管理栄養士406名、医師228名等)となった。さらに、2月開催の研究所一般公開セミナーにおいては、「健康食品」をメインテーマに取り上げ、正しい知識の普及を図るとともに、パネルディスカッションで健康食品の諸問題に関する専門家間の意見交換を行った。このほか、メールや電話を介した健康食品についての問い合わせについても的確な対応に努めた。[資料①-e]</p>
<p>評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研究の質は高く保たれているか。 ○「健康食品」を対象とした食品成分の有効性及び健康影響について評価し、幅広く公開しているか。 ○ヒトにおける有効性評価に応用できる研究が行われているか。 ○情報発信はタイムリーに行われているか。 ○国内外の情報を蓄積し、共有を図るため、多くの専門家が「健康食品」情報ネットワークに参加し、データベースの充実に寄与しているか。 ○研究成果が適切に示されているか。 <p>特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。</p>	<p>自己評価</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康食品」に関する正しい知識の普及を目指して、ホームページを介した双方向のコミュニケーション(健康食品の有効性・安全性ネットワーク)を充実、強化するとともに、研究所主催の一般公開セミナーで情報提供を行った。 	<p>評定</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民にとって重要な研究と情報提供が行われている。 ・国民の関心に応える努力が見られる。中国関係に注意をされたい。 ・健康食品に関する正しい知識の普及には、もっと様々な情報発信方法が組み合わされなければならないと思われる。 ・健康食品に関する正しい知識に関しては国民的関心が高く、より普及への取組みを期待する。 ・計画に従った妥当な水準と認められる。 ・知識の普及に対するさらなる努力が望まれる。 ・十分な活動をしている点を評価する。 	

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 研究に関する事項 (2) 重点調査研究以外の調査研究に関する事項</p> <p>ア 科学技術基本計画(仮称)に沿って、研究機関として独自性の高い基礎的・応用的研究を行うこと。</p> <p>イ 研究の成果をより広く社会に還元するために、食育推進基本計画(仮称)に資する調査研究を推進し、専門家(管理栄養士等)への情報提供を行うこと。</p>	<p>(2) 重点調査研究以外の調査研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 研究所の研究能力を向上させ、将来、その応用・発展的な展開を可能とするために、関連研究領域における基礎的・独創的・萌芽的研究を行う。</p> <p>イ コホートを設定し、介入研究による栄養教育の成果を研究する。食育及び栄養ケアマネジメントに関して、行政、他機関と協力してエビデンス作りを図る。 また、管理栄養士等保健従事者の教育及び情報の提供方法を研究する。</p>	<p>(2) 重点調査研究以外の調査研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 独創的で、次期中期計画において発展的に展開し得る研究課題のシーズとなるような研究を、所内公募による競争的な環境の下で行う。その際、外部の専門家を含めた事前・事後の評価を行い、研究の質を担保する。</p> <p>イ 1万人以上規模のコホートを建設し、肥満者を対象に運動及び食事指導による介入研究を行う。食育に関しては、学校保健データと国民健康・栄養調査のデータを基に、エビデンス構築の研究を行う。管理栄養士教育に関しては、日本栄養士会、日本栄養改善学会など関連学会との協調により卒業教育を検討する。</p>	<p>・次期中期計画における研究の展開を見据えて、特に「重点調査研究」ではカバーされない分野の独創的な研究課題を所内公募した。審査委員(研究所内部：研究企画委員会委員、研究所外部：運動生理学、予防医学、食品科学及び代謝病学の4名の専門家)が事前審査を行い、12件の応募課題のうち5件を採択した。</p> <p>主要な研究内容は、「骨粗鬆症の予防を目的とした食品成分と運動の併用効果に関する研究」、「睡眠とエネルギー代謝を調節する視索前野GABA感受性かつGABA作動性機構」、「栄養・遺伝相互作用による生活習慣病に関する研究」などで、これらの成果については、国際雑誌9件(印刷中を含む)に発表するとともに、1件の特許出願につながっている。[資料②]</p> <p>・中間報告会を平成18年12月に行い、研究成果のとりまとめに向けての検討・指導等を行った。平成19年4月には研究所外部の委員も含めて、事後評価を行う予定としている。</p> <p>・健診受診者を対象とした大規模コホート研究として、佐久総合病院人間ドック受診者を対象とした1万人規模のコホートを設定し、肥満や糖尿病などのリスク因子抽出のための縦断研究を準備中である。</p> <p>・生涯を通じた食育実施の為の科学的基盤を築くために、健康と食生活や食習慣の関連性について、高齢者、青年について調査研究を実施した。</p> <p>・管理栄養士教育について日本栄養士会や関連学会等と卒業教育を含めた栄養士のあり方について意見交換を行った。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研究の質は高く保たれているか。 ○独創的で、将来のシーズとなり得る研究が行われているか。 ○研究成果が適切に示されているか。 <p>特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関連団体との連携による情報提供は適切に行われているか。 	<p>自己評価</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部の評価委員を含めた事前・事後評価により質の高い研究課題を選定し、所内の若手研究者が中心となって、将来のシーズとなり得る研究を遂行し、一流国際誌に発表した(予定を含む)。 	<p>評定</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来を見越した研究のあり方を評価する。 ・一万人規模のコホートと計画に明記されているが、成果に明記がない。 ・栄養ケアマネジメントの進行状況が不明確である。 ・テーマ設定は国民の関心に応えている。 ・創造的研究課題はよい試みだと思われる。ただし、正味の研究期間がどのくらいなのか分からない。 ・重点調査研究以外の調査研究の創造的研究が若手研究者の育成の基盤となることに期待するとともに、e-Healthにも期待する。 ・応募並びに選考の手順を含め適切であり、成果もあがっていると認める。 ・研究の質も高く、計画以上の水準を達成できたと判断する。 	

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 研究に関する事項 (3) 研究水準及び研究成果等に関する事項</p> <p>ア 健康・栄養に関する施策、ガイドライン等の科学的根拠につながる質の高い研究を行い、研究成果を論文等を通じて社会に発信・還元を行うこと。</p>	<p>(3) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 論文、学会発表等の促進 調査及び研究の成果の普及を図るため、学術誌への学術論文の投稿、シンポジウム、学会等での口頭発表を行う。 これらについては、中期目標期間内に、学術論文の掲載を250報以上、口頭発表を750回以上行う。 なお、口頭発表は、海外においても積極的に行う。</p>	<p>(3) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 論文、学会発表等の促進 調査及び研究の成果を基に査読付き学術論文の掲載を年間50報以上(1.5報/常勤研究員1人あたり)、口頭発表を150回以上(4.5回/常勤研究員1人あたり)行う。 また、海外での研究成果の発信を積極的に行うために、優れた研究成果の発表に対しては、渡航費の付与を行う。</p>	<p>・査読付き学術雑誌への原著論文の掲載は、英文誌119報、和文誌20報、計139報であった。これを研究者(常勤職員、常勤でないリーダー、特別研究員:計45人)で割ると、3報/人となった〔年報 p.5, p33-39〕〔資料③〕。</p> <p>・国内外の学会における発表は、国際学会(国内での開催を含む)78回、国内学会247回、計325回であった(7回/研究者1人あたり)。これらのうち、特別講演、シンポジウム等の招待講演は、国際学会31回、国内学会68回であった〔年報 p.5, p48-61〕。</p> <p>・研究成果を国際的な場で積極的に発信するために、所内公募により海外渡航旅費の付与を行い、それにより8件の発表を行った。</p>
<p>評価の視点</p> <p>○学会発表及び学術雑誌へ発表した論文は、高い水準を確保しているか。</p> <p>○海外において研究成果が積極的に発表されているか。</p>	<p>自己評価 S</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <p>・一定の質(英文のインデックスジャーナル)以上の論文を、中期計画の目標数値を大きく超えて発表した。また、国内外の学会における招待講演(特別講演、教育講演、シンポジウム等)の件数も多く、研究成果が学界で高く評価されている現れと考えられる。</p>	<p>評定 A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <p>・業績については常勤職員など所内のメンバーが First Author になっているものと、そうでないものの区別が必要である。</p> <p>・質の高い論文、学会発表等積極的に行い成果をあげている。ただし、数を追い求めすぎないように留意されたい。</p> <p>・「平成18年度研究発表の状況(原著論文及び学会発表)」(事業報告書添付資料③)を見ると、専門外の者が見ても分かりやすく魅力的なタイトルの論文が数多くあったことが印象的である。</p> <p>・新しい栄養学を切り拓き、国民の期待に応えていくことを期待する。</p> <p>・少人数の研究者集団の中で、質の高い研究成果があがっている。</p> <p>・目標に対し成果は極めて高く、評価できる。</p> <p>・流動的人員も多いことから、研究所職員による研修所の実績を示されたい。</p>	



国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 研究に関する事項 (3) 研究水準及び研究成果等に関する事項</p> <p>イ 調査・研究の成果を社会に還元するために、知的財産権の取得・開示を行うこと。</p>	<p>イ 知的財産権の活用</p> <p>調査及び研究の成果については、それらが知的財産につながるかどうかのスクリーニングを行い、中期目標期間内に20件以上の特許出願を行う。</p> <p>取得した特許権の実施を図るため、特許権情報のデータベースをホームページ上に公開する。また、非公務員化の利点を活用し、研究所が所有する知的財産の活用、又は所有する情報等を用いた共同研究を民間企業及び大学等と積極的に行うこととし、毎年2件以上の増加を目標とする。</p>	<p>イ 知的財産権の活用</p> <p>国際産学共同研究センターを改組し、国際産学連携センター及び事務部業務課に、知的財産取得及び活用を図るための人材を配置する。</p> <p>知的財産権取得に適した研究について、その成果の学会及び論文発表の前に掘り起こしを行い、年間約5件を目標に特許の出願を行う。</p> <p>特許に関わる諸情報については、ホームページ上に公開するとともに、市場調査に努め、研究成果に関心を寄せる民間企業等に積極的に技術紹介活動を行う。</p> <p>さらに、研究所の有する研究成果の産業応用を目指し、民間企業と共同で研究開発を行うための共同研究を、平成17年度に比べ2件以上の増加を目標に行う。</p>	<p>・新組織の対外部門として、国際産学連携センターを設置した。前中期計画に引き続き、国際協力事業及び産学連携事業の窓口となるとともに、NR事業や管理栄養士等の人材育成をこれまで以上に推し進め、研究所の研究・業務の成果の社会還元に努めた。</p> <p>・知的財産権の取得及び活用については、実施につながる可能性の高いものについて必要な維持を行うなど、費用対効果を勘案しながら研究成果を峻別し、引き続き自己収入の向上に努めている。「知的財産に関する権利等取扱規定」に基づき平成18年度中に出願した特許権は4件(すべて国内特許)〔年報 p.78〕〔資料④〕であった。</p> <p>・特許取得および出願状況について、ホームページ上で公開した。</p> <p>・非公務員化に伴い、民間企業等との共同研究を含め、社会還元に向けた柔軟な取り組みを行った。その結果、共同研究事業は、17年度の9件から15件へと大幅に増加した〔資料⑤〕。</p>
<p>評価の視点</p> <p>○特許の出願及び維持は、戦略性をもって適切に行われているか。</p> <p>○知的財産の取得・開示のために、各種情報発信を行っているか。</p> <p>○研究所が有する知的財産や情報等を活用した共同研究が活発に行われているか。</p>	<p>自己評価</p> <p>B</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許権の出願については、費用対効果を考えながら峻別を行い、中期目標期間内の目標件数(20件/5年)に見合った実績となった。 ・民間企業との共同研究においては、従来からの食品企業との連携に加えて、健康増進、健診施設等との共同研究を開始し、大幅な件数増となった。 	<p>評定</p> <p>B</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間との共同研究については、費用対効果と成果の配分をきちんとすることを望む。 ・国際産学連携センターのこれからの活動に期待する。 ・国際産学連携センターの活動が期待されるが、内容的な充実度では通常内のことと思われる。 ・計画に沿った水準である。 	

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 研究に関する事項 (3) 研究水準及び研究成果等に関する事項</p> <p>ウ 健康・栄養関連の専門家を対象としたセミナー、一般向けの講演会等を開催すること。</p>	<p>ウ 講演会等の開催</p> <p>健康・栄養関連の専門家向けのセミナー、幅広い人々を対象とした講演会等をそれぞれ年1回以上開催し、調査及び研究の成果を社会に還元する。</p> <p>また、関係団体が実施する教育・研修プログラムへの職員の派遣を積極的に推進する。</p> <p>一般及び専門家からの電話、メール等による相談を受けるとともに、それらの相談に適切に対応する。</p>	<p>ウ 講演会等の開催</p> <p>一般向けの公開セミナー（第8回）を、平成19年2月に東京で開催する。</p> <p>重点調査研究等で得られた成果を中心に、専門家向けのセミナーを、他機関との連携による開催を含めて、2回程度行う。</p> <p>管理栄養士・栄養士等の研修や生涯教育のプログラムに対して、職員を積極的に派遣するとともに、それらのプログラムの企画等への支援を行う。</p> <p>情報センターに、外部からの相談・問い合わせに的確に対応するための機能を設け、その内容のうち頻度の高い質問については、データベース化し、ホームページにFAQとして公開する。</p>	<p>・第8回一般向け公開セミナー（主題：健康づくりと「健康食品」）を、平成19年2月17日（土）に開催した。これは、「健康食品」への正しい理解を促し、健康づくりの科学的根拠や具体的実践方法を伝達するとともに、研究所を身近に感じてもらうことを目的としたもので、586名の参加があった〔年報 p.6〕〔資料⑥〕。参加者へのアンケートでは、303名から回答が得られ、各講演、シンポジウムの理解度・有用性は良好であった。</p> <p>・専門家向けセミナーを、単独1件、関係団体との共同主催3件（5回）を行った〔年報 p.6-7〕〔資料⑦〕。</p> <p>1) 「健康・栄養調査技術研修セミナー～はじめの一步から実践・応用まで～」(平成18年8月24日、26日；東京)</p> <p>2) 「第11回地域栄養指導者研修会パネルディスカッション／医療制度改革に伴う健診・保健指導のあり方と市町村栄養士の役割」(平成18年9月12日；東京)</p> <p>3) 「新しい健康づくりのための運動基準，エクササイズガイドの考え方とその展開～新しい保健指導，健康づくり対策に向けて～」(平成18年11月19日；福岡、平成18年11月23日；宮城、平成18年12月17日；東京)</p> <p>4) 「管理栄養士養成施設の専門分野別担当教員を対象にしたファカルティデベロップメント」(平成18年11月3日～5日；静岡)〔年報 p.5〕 ファカルティデベロップメントの参加者については、その後、メーリングリストによるフォローアップ、アンケート調査によるモニタリングを継続している。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>エ 研究所の一般公開を実施するとともに、中学校・高等学校等からの見学にも積極的に応じること。</p>	<p>エ 開かれた研究所への対応</p> <p>幅広い人々に研究所の業務について理解を深めてもらうことを目的に、年1回オープンハウスとして研究所を公開する。</p> <p>また、健康と栄養に興味を抱かせ、将来、栄養学研究を担う人材の育成に資するよう、「総合的な学習の時間」による中学・高校生等の見学を積極的に受け入れる。</p>	<p>エ 開かれた研究所への対応</p> <p>平成18年4月19日に、オープンハウスとして、運動実験施設等における体験コーナーや食事・体力診断等を含めて、研究所の研究・業務内容を身近に知っていただくための機会を設ける。</p> <p>「総合的な学習の時間」による中学・高校生等の見学にも積極的に応じ、健康や栄養にかかわる知識や興味をもってもらおう。</p>	<p>・管理栄養士・栄養士等の研修や生涯教育プログラム（全国、地域ブロック、都道府県単位等）に対して積極的に講師等の派遣を行い、専門家の技術向上に寄与した〔年報 p.64-75〕。また、社団法人日本栄養士会、社団法人全国保健センター連合会、社団法人全国栄養士養成施設協会等が行う研修プログラムの企画に対して助言・協力を行った。</p> <p>・メールや電話を介した外部からの相談・問い合わせ等に関する的確な対応に努めた。また18年度は特に健康食品に関する質問をデータベース化し、よくある質問（FAQ）としてとりまとめて、ホームページ上で公開した。</p> <p>・研究所のオープンハウス（一般公開）を4月19日に実施し、機器を用いた運動体験、栄養診断・体力測定、ヒューマンカロリーチャンバーの紹介、骨密度測定を行う他、ポスター展示による研究・業務内容の紹介等を通じて、92名の来場者に健康づくりや研究所への理解を深めていただいた。</p> <p>・「総合的な学習の時間」による中学校及び高等学校の見学に対応して、14校、124名の生徒を受入れ、若い世代における健康・栄養への知識や関心の普及に努めた。</p>
<p>評価の視点</p> <p>○講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、タイムリーなテーマによって適切に実施されているか。</p> <p>○講演会、セミナー等の参加者に対して満足度やニーズの把握を行い、今後の企画等に役立っているか。</p> <p>○一般及び専門家からの相談、並びに研修の依頼等に関して、適切に対応がなされているか。</p> <p>○研究所の研究・業務内容の理解を深めてもらう機会を適切に設けているか。</p> <p>○中学生、高校生等に健康や栄養、及び関連研究に興味をもってもらうための取り組みが適切にされているか。</p>	<p>自己評価 S</p> <p>（理由及び特記事項）</p> <p>・一般向けの公開セミナーは通算8回目となり研究所の活動として定着し、多くの参加者を得るようになった。また、「総合的な学習の時間」による中学・高校生への取組も積極的に行った。</p> <p>・専門家向けのセミナー、研修に特に力を入れて実施し、新しいエクササイズガイドの普及、管理栄養士育成の基盤の充実等に、タイムリーに大きく貢献した。</p>	<p>評定 S</p> <p>（理由及び特記事項）</p> <p>・積極的な情報提供がされていると評価できる。</p> <p>・現場の実践者への第一線の研究を周知させる教育は価値がある。方法にも工夫がみられる。</p> <p>・食育との関係もあり、中高生への働きかけは重要である。管理栄養士の研修等よくやっている点を評価する。</p> <p>・一般向け公開セミナーは大分空席があったようで、東京以外の開催も検討されたい。中高生世代との接点をもっと増やすべきだと考える。</p> <p>・一般向けの公開セミナーによる中高生、管理栄養士、養成校の教員を対象とした支援は、将来に向けた健康づくりの基盤をなすものであり、発展的に行っていることを高く評価する。</p> <p>・コンテンツにおいて充実した公開セミナーによる普及が素晴らしい。引き続き充実した普及に期待したい。</p> <p>・専門家の技術向上に対する努力は高く、計画以上の水準であると判断できる。</p>	

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 研究に関する事項</p> <p>(4) 研究実施体制等の整備に関する事項</p> <p>ア 独立行政法人という組織形態の利点を最大限活かした研究資金等の運用及び人的資源の配置により、研究・業務の効率化を図ること。</p> <p>イ 国内外の産業界を含む健康・栄養・食品関係の機関との共同研究の拡充等を目的として、研究所研究員の派遣及び他機関等の研究員の受入れをより積極的に行うこと。</p>	<p>(4) 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 研究・業務の効率的な実施という観点から、研究員、研究補助員の配置を戦略的に行う。研究所として重点的に実施すべき調査及び研究並びに法律に基づく業務については、研究業務費を適切に配分し、確実な業務の執行に努める。</p> <p>イ 民間企業、大学、他の研究機関等との間で従前から実施している共同研究に加え、新たな共同研究等を積極的に推進するため、民間企業、大学等へ研究所研究員を派遣するとともに、資質の高い研究員を受け入れる。</p>	<p>(4) 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 法律に基づく業務及び重点調査研究、を確実に実施するために、特別研究員及び研究補助員の配置を行う。 また、研究に関わる事務（外部との調整、事務書類等）の効率化を図るために、事務補助員を業務課及び関連プログラムに配置する。 運営費交付金については、4半期毎に各研究・業務の進捗状況及び費用、並びに新たに生じた課題等を勘案しながら、配分の調整を行う。</p> <p>イ 民間企業、大学、他の研究機関等との間で、研究員の相互交流、研究技術の交換、施設・設備の有効活用を行い、新たな共同研究の立ち上げを積極的に推進する。また、当研究所の研究員を大学等へ積極的に派遣し、研究の効率的な推進を図る。</p>	<p>・新中期目標・計画に対応して、プログラム・プロジェクト制による組織の全面的な改定を行い、重点的に実施すべき研究及び業務に、研究員を配置し直した〔年報 p.101〕〔資料⑧-a、b〕。</p> <p>・特に、健康増進法に基づく業務である国民健康・栄養調査の集計業務及び収去食品の分析業務については、それぞれのプロジェクトに特別研究員を配置するとともに、業務量の年間を通じた増減に合わせて適宜、研究補助員を配置した。研究に関わる事務については、業務課調整係が担当し、事務補助員を配置することにより、増大する研究費等の事務処理等に対処した。</p> <p>・各研究・業務の進捗状況とともに、6プログラム及び2センター毎の運営費交付金及び外部資金の執行状況を定期的にモニタリングし、予算の補正及び人員の追加配置等を年度途中に行った。</p> <p>・非公務員化に伴い、民間企業等との共同研究を含め、社会還元に向けた柔軟な取り組みを行った。その結果、共同研究事業は、17年度の9件から15件へと大幅に増加した〔資料⑤〕。</p> <p>・研究所から大学、民間企業等へ88名の研究者を派遣した。うち大学へは38名、民間企業等は50名である。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 研究に関する事項</p> <p>(4) 研究実施体制等の整備に関する事項</p> <p>ウ 大学及び民間企業等との連携・協力により、研究者の交流を進め、人材の養成と資質の向上を図ること。</p> <p>エ 調査及び研究の円滑な実施が図られるよう、適切な措置を講ずるとともに、他機関との共同研究及び受託研究において、双方の研究施設及び研究設備の稼働状況に応じた共同利用を図ること。</p>	<p>ウ 連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間20名程度受け入れ、研究所が所有する情報・技術等を提供するとともに、研究員を広く大学院や関係機関等に年間5名程度派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。</p> <p>また、国内外の若手研究員等の育成に貢献するため、博士課程修了者、大学院生、他機関に属する研究員等を継続的に受け入れるための体制の充実を図る。</p> <p>また、連携大学院を増やし、兼任教授の派遣を行うとともに、若手研究員の指導・育成を行うため、求めに応じ、研究所研究員を他機関へ派遣する。</p> <p>エ 施設・設備について、自らが有効に活用するとともに、「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に基づき、大学、他研究機関による共同研究等での外部研究者等の利用に供する。</p>	<p>ウ 連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間20名程度受け入れ、研究所が所有する情報・技術等を提供する。</p> <p>研究員を広く大学院や関係機関等に年間5名程度派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。</p> <p>また、流動研究員制度や連携大学院制度を活用し、博士課程修了者等の若手研究者や大学院生を積極的に受け入れ、研究所の研究活動に参加させることにより、将来の研究人材の育成に資するとともに、研究所の研究活性化を図る。</p> <p>さらに、お茶の水女子大学、東京農業大学、女子栄養大学、早稲田大学との連携大学院について、兼任教授の派遣を行い、お互いの強みを活かした研究協力を行うとともに、医系大学との連携大学・大学院締結に向けての準備を進める。</p> <p>エ 組織改編に併せて、重点的に行う調査及び研究業務が、確実かつ効率的に遂行できるよう、各プログラムの性質、業務量、人員、実験施設を考慮し、再配置を行う。</p> <p>特に、実験的研究、ヒトを対象とした研究、疫学調査研究及び情報関連プログラム等が効率的に実施できるよう、スペースの再配置を行う。</p> <p>また、施設・設備については、各プログラムで共通して使用する、測定室、RI室、動物室、運動トレーニング室等を整備し、自ら有効に活用するとともに、外部研究者等の利用に供する。</p> <p>さらに、オンラインジャーナルの活用により雑誌閲覧の費用軽減、便宜性の向上とともに、国内他機関で入手困難な学術雑誌を充実させるとともに、図書館の相互貸借を活用し、図書スペースの効率的な活用につなげる。</p>	<p>・連携大学院として、国立大学法人お茶の水女子大学、東京農業大学大学院、女子栄養大学大学院との相互交流を継続的に行うとともに、新たに早稲田大学スポーツ科学学術院と協定書を取り交わした。平成18年度は53名の研修生を受け入れ、うち若手(35歳未満)は47名であった〔年報p.113-116〕。また、医学系大学との連携について調整・準備を行った。</p> <p>・平成18年4月から今までの部一室制を廃止し、プログラム-プロジェクト制とした。組織の全面改定に伴い、新たな中期計画における業務量等を考慮した人員及び研究スペースの再配置を行った。特に、情報関連のプロジェクトを、ドライサイト(管理棟)に集約することにより、ハードウェアの保守点検を含め、作業の効率化を図った。</p> <p>・運動実験施設を中心に共同利用を推し進め、プールについては、年間使用回数433回、延べ5,493人が利用した。また、ヒューマンカロリーメーターについても、共同研究による施設活用を促進し、着実にデータの蓄積が進んでいる。</p> <p>・これらの施設を活用した研究も含めた受託研究等から得られた自己収入により、各プログラムで共通して使用可能な実験機器等を購入し、研究環境を充実させた。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供事業者との契約により、主要な国際誌については、オンラインでの検索・閲覧を可能とすることにより、図書館スペースの効率的な活用につなげた。
<p>評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究・業務が効率的に行われるための取り組みを行っているか。 ○ 研究員、研究補助員を戦略的に配置しているか。 ○ 研究資金等の配分が、課題の優先付け、進捗状況等に応じて適切に行われているか。 ○ 共同研究の実施状況はどのようなものか。 ○ 研究所職員の派遣状況はどのようなものか。 ○ 連携大学院、民間企業等からの研究員の受入状況はどのようなものか。 ○ 若手研究員等の受入状況はどのようなものか。 ○ 若手研究員等の指導・育成のための研究所研究員の派遣状況はどのようなものか。 ○ 共同利用促進のためにどのような取り組みを行っているか。 ○ 施設・設備を有効に研究に活用しているか。 	<p>自己評価 A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究部組織の再構築を行い、新中期目標・計画に対応した、プログラム-プロジェクト制による機能強化を図った。人員及び予算の配置にはメリハリをつけ、特に健康増進法に基づく業務については、円滑かつ確実な実施のための基盤をつくった。 ・ 研究所の人員（特に運営費交付金により雇用できる研究者、補助職員）には限りがあるので、競争的研究資金による補助職員の雇用、外部機関との協力・交流により、効率的な研究体制を構築した。 ・ 自己収入を有効に活用し研究環境を向上させるとともに、制約の多い研究スペースの再配置により施設の効率的な活用を進めた。 	<p>評定 A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点研究や業務への優先的な人員配置は有効と考える。 ・ 有識者によるプログラム-プロジェクト制による機能強化は評価できる。 ・ 外部との連携は進んでいる。ただし、ゆ着や不透明な問題を引き起こさないように注意されたい。 ・ プログラム-プロジェクト制の設置が二次、三次の改革を促しつつあることを評価する。プログラム間の連携がさらに進むことを期待する。 ・ プログラム-プロジェクト制に関心がもたれるとともに、情報センターによるメタ分析などから新機軸が生まれることが期待される。 ・ 大学や民間等との連携が持続的であり、評価できる。 ・ 若手研究員の受入を評価するが、今後の研究成果に期待する。 ・ 外部との連携は評価できるが、研究所としての業績につながるよう留意して進められたい。 	

国立健康・栄養研究所 評価シート

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 8 年 度 計 画	平 成 1 8 年 度 の 業 務 実 績
<p>第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民 に対して提供するサービスその他の業 務の質の向上に関する事項は、次のと りとする。</p> <p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニ ーズ、国際協力等に関する事項</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する 事項</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の実施に関する 事務のうち、集計事務については、「健 康日本21」、都道府県健康増進計画 等の政策ニーズに適時対応して、迅速 かつ効率的に集計を行うこと。 また、外部委託のより積極的な活 用、高度集計・解析システムの活用等 により効率化を図ること。</p>	<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国 際協力等に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達 成するための措置</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の集計事務については、 政策ニーズに対応した迅速かつ効率的な集計を 行う。具体的には、当該年度の集計事務を、調 査票のすべてを受理してから7ヶ月を目途(た だし、調査項目に大幅な変更が生じない場合に 限る)に行う。 また、外部委託、高度集計・解析システムの 活用等により、効率的な集計を行うことにより、 経費の削減を図る。 さらに、都道府県等が行う健康・栄養調査に 対する支援を含めて関連する技術的な事項につ いて、研究所がより積極的に対応する。 特に、平成22年度に行われる都道府県等健 康増進計画の最終評価に向けて、調査結果の活 用、評価手法等について、平成20年度までに 重点的に技術支援を行う。</p>	<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際 協力等に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成 するための措置</p> <p>ア 集計事務のより一層の効率化と結果発表まで の期間の迅速化を図るとともに、調査対象者への 結果返しを早期に行う。 また、コンピュータシステムデータベースを適 宜更新し、データの信頼性の向上を図る。「健康 日本21」の最終評価、その他厚生労働省の関連 施策においてデータの活用を図るための各種検 討やデータベースの構築を行い、国・都道府県等 が行う関連業務に対して、当研究所がより積極的 に対応できるようにする。</p>	<p>・平成17年国民健康・栄養調査について、基本集 計表一式を平成18年8月18日に厚生労働省健康 局総務課生活習慣病対策室へ提出した。 ・平成18年国民健康・栄養調査については、各自 治体からの調査票の提出を確認後順次作業を開始 している。 ・都道府県、政令市、中核市、特別区等に勤務す る行政栄養士を対象としたセミナーを開催した 〔資料⑦〕。 ・当研究所のホームページ上に平成18年国民健 康・栄養調査の適正な実施に資する情報を提供し た。 ・国民健康・栄養調査及び各自治体独自に実施す る健康・栄養調査等に関して、質問や依頼があっ た場合に個別に技術支援を行った。 ・調査を担当した保健所の栄養士を対象としたア ンケート調査を実施し、本年度の支援業務の評価 と次年度以降の在り方等について情報収集を行っ た。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項</p> <p>イ 厚生労働省が収去した特別用途表示及び栄養表示がなされた食品の試験業務を的確に実施する。また、特定保健用食品の関与成分等、新たな食品成分の分析技術及びそれらの分析に用いる食品成分の標準品等を規格化すること。</p>	<p>イ 厚生労働省が収去した特別用途食品及び栄養表示がなされた食品の試験業務を的確かつ迅速に実施する。</p> <p>特別用途食品の許可に係る試験業務について、分析技術が確立している食品成分の試験業務は、検体の受理から試験の回答までを2ヶ月以内に行うことを目指す。</p> <p>また、分析技術の確立していない特定保健用食品の関与成分等の新たな食品成分への技術的対応については、他登録試験機関での応用も可能な分析技術の規格化及び当該食品成分の標準品の開発の実現を図る。</p>	<p>イ 厚生労働省が収去した特別用途食品及び栄養表示がなされた食品の試験業務及び、特別用途表示の許可などを行うに当たり、申請者の申請に基づく試験の業務を的確に実施する。</p> <p>新たに創設された規格基準型特定保健用食品における関与する成分について、その分析法及び標準品の規格化等を的確に実施する。試験検査用機器の有効利用及び計画的整備を図るとともに、食品試験業務の適性かつ効率的な実施のための環境を整備する。</p>	<p>・18年度での申請食品70検体（特定保健用食品50検体、その他の特別用途食品20検体）の分析を行い、収去食品分析を遅滞無く行った。保健機能食品ならびに「いわゆる健康食品」の大豆イソフラボン分析に関し、分析方法の資料及び標準品等について情報収集して厚生労働省とともに規格化を行った。また、厚生労働省への特定保健用食品申請時の事前ヒアリングにおいて個々の関与成分分析法の確立と標準品の適正化に関する評価検討を行い、審査のための評価調査会および部会に参加した(事前ヒアリング：28日/年及び評価調査会・部会合計：20日/年)。</p>
<p>評価の視点</p> <p>○十分に信頼度の高い集計業務を達成し、結果を出しているか。</p> <p>○予定した期間、予算の範囲内で業務を遂行できているか。</p> <p>○将来に向けて、集計技術の高度化が図られているか。</p> <p>○集計結果の利用者に対して活用のための支援を行っているか。</p> <p>○試験業務が適切に行われているか。</p> <p>○分析技術の規格化及び標準品の開発に資する成果が得られているか。</p>	<p>自己評価</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康・栄養調査については、平成20年度からの医療制度構造改革におけるメタボリックシンドローム対策の評価作業等新たなニーズに適切に対応して、業務を進めた。 ・特別用途食品等の分析については、ルーチンの分析業務を円滑に行うとともに、新たなニーズに対応して標準品等に関する検討を行った。 	<p>評定</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切に業務が遂行されているとみなせる。 ・メタボリックシンドローム対策は評価と改善が欠かせない。 ・国民の栄養の現況を経年的に行う調査研究に期待する。 ・多くの業務の中で法律に基づく業務を遅滞なく進めている。 ・活動の実績は高く、計画を上回っていると認められる。 ・国民健康・栄養調査において外部委託で経験された問題を分析し今後活かしていきたい。 	

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 8 年 度 計 画	平 成 1 8 年 度 の 業 務 実 績
<p>第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民 に対して提供するサービスその他の業 務の質の向上に関する事項は、次のとお りとする。</p> <p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニ ーズ、国際協力等に関する事項</p> <p>(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関 する事項</p> <p>ア 関連機関等と定期的な情報交換の 場を設け、社会的・行政ニーズを把握 すること。</p>	<p>(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項 を達成するための措置</p> <p>ア 健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業 等から直接的に研究所に対する要望等を伺う機 会を年6回程度設け、社会的ニーズを把握する。 さらに、業務関連行政部局との間で、定期的な 情報及び意見等を交換する場を設け、行政ニ ーズを把握する。 また、国、地方自治体、国際機関等より、専 門的な立場からの技術的な協力、指導等の求め には積極的に応じて研究員を派遣し、研究所に おける調査及び研究の成果が適切に施策等に反 映できるよう努める。</p>	<p>(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を 達成するための措置</p> <p>ア 社会ニーズを把握するため、健康・栄養に関連 する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年 6回程度設ける。 「栄養・食生活」、「食品」、「運動・健康づくり」 及び「医学関係（特に生活習慣病予防医学領域）」 の4つの分野をカバーし、バランス良く選定す る。 特に、研究所は国民生活に密着した分野を対象 としており、国民にその成果を還元する重要性が 高いことから、現場に近い人々（利用者等）から、 具体的なニーズやサービスの満足度等について 意見の把握に努める。 さらに、厚生労働省生活習慣病対策室、新開発 食品保健対策室、内閣府食育推進担当等と、情報 及び意見交換を行う。 また、国、地方自治体、国際機関等からの技術 協力、指導等ため、各種審議会、検討会等に専門 委員として派遣を行うとともに、行政・社会的ニ ーズの把握を十分に行う。</p>	<p>・下記の6団体との意見交換会を実施するととも に、以前から協力関係にある団体（職能団体、大 学、研究機関）との間で、情報交換、協力を継続 した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 国立保健医療科学院 2) 社団法人全国栄養士養成施設協会 3) 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部 4) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所 5) 社団法人日本栄養士会、 6) 社団法人日本フィットネス産業協会〔年報 p.7〕 <p>・厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室、同 医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健 対策室、並びに内閣府共生社会政策担当食育推進 との間で、実務者レベルの情報及び意見交換会を 行い、行政ニーズに適宜対応した業務体制を整え るとともに、平成19年度計画に反映させた。 ・各種審議会、検討会の委員としては、特に、運 動基準・運動指針、標準的な健診・保健指導、特 定保健用食品の審査、食育の推進、健康日本21 の中間評価等の厚生行政上の重要課題に対応すべ く、貢献を果たした〔年報 p.75-76〕</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項</p> <p>(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項</p> <p>イ ホームページ等を通じて国民からのニーズを把握すること。</p>	<p>イ 研究所に対する意見、要望等をホームページやセミナー等の参加者を通じて把握し、その内容を検討し、可能な限り業務に反映させる。</p>	<p>イ ホームページ上に掲示板、ウェブログ等の仕組みを導入することで意見、要望等を収集するシステムを構築する。</p>	<p>・掲示板、ウェブログ等の仕組みを導入して意見、要望等を収集するシステムを構築し、所内イントラネットで試験運用を行った。</p> <p>・研究所に対する意見、要望等を把握するため、一般公開セミナー参加者および研究所のニュースレター配信対象者に対して、ホームページの利用頻度をはじめ、当研究所の情報発信に対する要望・意見を含むアンケート調査を実施した。回答者の72%に当研究所ホームページの閲覧経験があり、様々な要望・意見が認められたものの、閲覧経験者のうち91%がホームページに対して、普通もしくは良い印象を持っていた〔資料⑨〕。</p>

評価の視点	自己評価	評定
<p>○関係機関等との情報及び意見交換はどのような状況か。</p> <p>○行政部局との意見及び情報交換はどのような状況か。</p> <p>○国、地方自治体、国際機関等への技術的な協力等はどのような状況か。</p> <p>○社会・行政からのニーズを把握し、研究・業務等にどのように反映しているか。</p>	<p>自己評価 B</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部の団体との意見交換会を中期計画に沿って行い、特に管理栄養士等の専門職の人材育成と研究推進等について今後の連携・協力の具体的な道筋をつけた。 ・非公務員化に伴い厚生労働本省への併任人事が行われなくなったが、関連部局との実務者レベルでの会合を行い、円滑な業務運営を行った。 	<p>評定 B</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画通りとみなせる。 ・管理栄養士の役割拡大に伴い、質の向上については研究所の責任は重いと考える。 ・社会的ニーズへの対応を考える場合、一般国民、特に青少年との情報交換の場が不足しているように思われる。若い世代は率直に研究所に対しても有用なヒントを提供してくれると考える。 ・行政、社会ニーズを把握するための情報交換により、厚生行政上の重要課題に貢献したことを評価する。 ・何が情報交換の成果であったのかが分かりにくい。 ・社会の要望である。

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民 に対して提供するサービスその他の業 務の質の向上に関する事項は、次のとお りとする。</p> <p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニ ーズ、国際協力等に関する事項</p> <p>(3) 国際協力、産学連携等対外的な業 務に関する事項</p> <p>ア 国際栄養協力体制を充実強化し、特 にアジア地域における国際貢献と学 術的ネットワークの構築を行うこと により、国際社会における役割を果た すこと。</p>	<p>ア アジア諸国との間で、栄養調査、栄養改善及 び健康づくり等に関する共同研究において中心 的な役割を果たすとともに、WHO西太平洋地 域における協力センターの設置（平成19年度 を目標）に向けての準備を行う。</p> <p>また、研究者養成及び共同研究の促進を図る ため、「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事 業」により年間2名程度の若手研究者に研究所 での研修機会を提供するとともに、アジア地域 の研究者を交えたシンポジウムの開催等を行 い、アジア地域における栄養学研究基盤の強化 に寄与する。</p>	<p>ア 第2回アジアネットワークシンポジウム（平成 18年3月3日）における議論を踏まえ、WHO 西太平洋事務局との連絡調整を図りながら、アジ ア諸国との間で栄養学研究の発展に資する共同 研究や、人材育成を進める。また、WHO、CO DEX等との連携強化を含めて、求められる会議 に研究員を派遣する。</p> <p>また、研究交流を推進する観点から、国際栄養 協力若手外国人研究者招へい事業を活用し、年間 2名（モンゴル、トルコを予定）の若手研究者を 受け入れる。</p> <p>さらに、食事摂取基準、国民健康・栄養調査結 果、研究所ニュースレターを、ホームページ上に 英語での情報発信に努め、海外からのニーズに的 確かつタイムリーに応える。</p> <p>これらの活動を通じて、WHO協力センター設 置のための準備を行う。</p>	<p>・WHO 指定研究協力センターの設立に向け、WHO 西太平洋地域事務局栄養担当官と具体的な連絡調 整を行い、「食生活・身体活動と健康に対する世界 戦略」の当該地域における学術的・技術的拠点の 役割を担うための準備を進めた。</p> <p>・ベトナム、ラオス、モンゴル、韓国等の研究機 関や大学等との間で共同研究や人材育成のための 取り組みを進めた。また、WHO と国立保健医療科 学院の共催によるトレーニングコース、JICA の研 修コース等において、わが国の栄養政策や健康日 本21等を講義した。</p> <p>・「若手外国人研究者招へい事業」では、トルコ（3 ヶ月）及びモンゴル（4ヶ月）より研究者を受け 入れ、それぞれ栄養教育（「食育」）及び栄養調査 を中心とした共同研究を実施した〔資料⑩〕。</p> <p>・ホームページの英語版、研究所紹介パンフレッ ト（英語版）、「Health and Nutrition News」及び 食事摂取基準（2005年版）やエクササイズガイド （2006）の英語版を作成し、海外に向けての情報発 信の基盤を強化した。</p> <p>・国際機関からの要請に対応して、WHO のワー クショップ（2回）、CODEX の会議（1回）に職員を 派遣した〔年報 p.78〕。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項</p> <p>(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項</p> <p>イ 産学連携推進機能の強化、寄附研究部門の充実等により、産学連携をより一層進め、研究成果の社会への還元と知的財産の獲得を目指すこと。</p>	<p>イ 民間企業、大学等の複合的な連携を強化するとともに、寄附研究部門の充実を図る。 これにより、研究所の研究成果と社会ニーズの橋渡し、新たな展開・応用を図るとともに、知的財産の獲得を積極的に行う。</p>	<p>イ 平成16年4月に設立した寄附研究部（ニュートラシーティカルズプロジェクト）について、特に運動と食事の相互関連を中心に、ヒトを対象とした実験研究を進め、新たな科学的知見、知的財産、商品開発に向けた取組を行う。 また、これまでに強化してきた企業との共同研究の成果を踏まえ、新たな寄附研究プロジェクトの開始に向けて準備を行う。</p>	<p>・長時間運動時における分岐鎖アミノ酸の疲労度抑制効果等に関するヒト試験を行い、生体ストレス反応に対する抑制的作用を見いだした。これらの知見に関しては、国際学会等での発表とともに、新たな食品開発などに向けての取り掛かりとする。また、他の民間企業から共同研究及び受託研究を受けての成果が着実に出てきており、それらの成果を基に新たな寄附研究プロジェクトの立ち上げに向けた準備を進めている。</p>

評価の視点	自己評価	B	評定	B
<p>○アジア地域の研究機関との交流・連携はどのような状況か。 ○若手研究者の育成や共同研究の推進のために、どのような取り組みが行われているか。 ○海外に向けての情報発信は適切に行われているか。 ○研究成果が、社会への還元や知的財産の獲得にどのように結びついているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域における栄養学の研究及び技術協力の拠点としての役割を研究所が担えるように、人材育成、共同研究、情報発信、国際機関への協力に関して中期計画通りの成果をあげた。 ・産学連携の推進としては、寄附研究部の活性化及び新たなパートナー及び課題の発掘を進めた。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な取り組みが行われていると評価する。 ・アジアの研究者養成に対するさらなる貢献が求められている。 ・人材育成と合わせて、国際連携事業のコンテンツを示すことが望まれる。 ・安定して実績をあげている。 ・計画の水準である。 ・業務としてアジア地域との協力は大事である。 	

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 8 年 度 計 画	平 成 1 8 年 度 の 業 務 実 績
<p>第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民 に対して提供するサービスその他の業 務の質の向上に関する事項は、次のと おりとする。</p> <p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニ ーズ、国際協力等に関する事項</p> <p>(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関 する事項</p> <p>栄養情報担当者（以下「NR」という。） が社会的役割を果たすことができるよ う、研修や情報提供等を通じてその質 的向上を図るとともに、実際の業務内 容のモニタリング等を行い、制度や研 究所の関与のあり方について検討す ること。</p>	<p>(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項 を達成するための措置</p> <p>栄養情報担当者（以下「NR」という。）が、 保健機能食品等の利用に関して、消費者に適切に 情報を提供し、消費者が気軽に相談できる者とな れるよう、研修や情報提供等を通じてその質的向 上を図る。</p> <p>また、中期目標期間開始より3年以内に、NR の実際の業務内容、社会でのあり方についてモニ タリングを行う。この結果に基づき、制度のあり 方や研究所の係わりについて検討を行い、中期目 標期間終了までに結論を得る。</p> <p>NR事務業務について、効率的かつ的確な業務 が実施できるよう見直しを行う。また、外部委託 が可能な業務については、アウトソーシングを行 う。</p>	<p>(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を 達成するための措置</p> <p>NRは、平成17年度までに721名を輩出して いる。</p> <p>NRのスキルアップを図るとともに、NR協会の 要望や社会的なニーズに対応したトピックスを含 めた最新の情報提供等を行うため、全国5カ所にお いて研修会を実施する。</p> <p>NR認定試験等は、外部有識者の協力の下、的確 かつ公正に実施する。また、管理栄養士養成施設等 において、NR養成講座指定への要望が多いことか ら、講座の質の担保に努める。</p> <p>NR数、NR受験者、養成講座数の増加に併せて、 誤りなく、効率的に事務が運営できるよう、人員の 配置を行うとともに、外部委託が可能な事務につ いては、アウトソーシングを進め、効率化を図る。</p> <p>また、NR制度のあり方等については、NRのフ ォローアップ、業務のモニタリングを行い、新たな 社会ニーズとの差がないか、他類似制度との関係 を含め、情報収集及び検討を行う。これらの結果を踏 まえ、外部有識者を含めた検討会議を設置する。</p>	<p>・公平・公正な制度運用を期すために、外部有識 者を加えたNR認定委員会を開催し、厳格な試験を 実施した。平成18年度に実施した「第3回栄養情 報担当者（NR）認定試験」（平成18年6月18日； 東京、大阪）では、新たに1,177名のNRを輩出 （受験者数2,063名、合格率57%）し、累計で1,898 名にNRの資格を付与した（参考：17年度受験者 数1,139名、合格者299名、合格率26.3%）。ま た、第4回資格確認試験（平成18年11月12日； 東京）では、受験者数283名、合格者144名、合 格率50.9%であった。</p> <p>・養成講座については、平成18年度に新たに5 講座を指定し、全国における講座数は31となっ た。このことは、NRの社会的ニーズの高まりの 現れであり、養成講座が質・量ともに充実してき たことにより、受験者数の増加とともに、合格率 の向上にもつながっていると考えられる〔資料 ⑪〕。</p> <p>・NRのスキルアップの一環として、NRが消費者に とって安全に健康食品等を利用するための良きア ドバイザリースタッフとして機能させるため、社 会的ニーズに対応したカリキュラムによる研修会 を17年度より2カ所増やした全国7カ所で開催し た。この研修会により、1,365名のNRが資格更新 時に必要となる単位の一部を取得することができ た〔資料⑫〕。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
			<p>・NRの活躍状況等の現状と課題を踏まえ、NR制度を更に発展させ社会的ニーズに合わせた環境に整備してゆくため、外部有識者を加えた「NR制度のあり方検討委員会」を立ち上げることとし、平成19年3月に第一回準備会合を行ったところである。19年度には最終取りまとめを行う予定である。</p> <p>・今後のNRの増加に対応するため、NR担当係を設置し、必要な人員を配置するなど体制整備を図ったほか、試験問題作成データベースの構築や試験監督員を外部委託することにより、業務の効率を進めた。</p>
<p>評価の視点</p> <p>○NR認定試験の実施状況や養成施設の状況はどのようなものか。</p> <p>○NRの質的向上を図るためにどのような支援を行っているか。</p> <p>○NR制度への研究所の関与のあり方を検討しているか。</p> <p>○NR事務業務の見直しは、効率的かつ的確な業務ができるよう行われているか。</p>	<p>自己評価</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計3回の認定試験により累計1898名のNRを輩出した。また、養成講座数も31と増加したことは、NRの社会的なニーズの高まりであると考えられる。新しいカリキュラムに基づくフォローアップ研修会を全国7カ所で開催し、NRの質の向上を図った。 ・NRの業務の効率化を進めるとともに、中期計画に沿って、NR制度のあり方についての検討を開始した。 	<p>評定</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成されたNRの社会における具体的な活動状況はどうか。その点の把握はどのように行っているのか。疑問点がある。 ・NR制度のあり方検討会による検討は評価される。 ・効率化と制度の見直しに着手したことは評価できる。実績をあげることを期待する。 ・NR制度を定着させるためには、NRの然るべき処遇について関係者全員で充分検討しておくべきだと考える。 ・NR受験者数が増大したことは、需要が高まり必要性が増大されたものとする。また、栄養情報、健康食品等に対する適切な情報提供者の育成として、定期的にフォローアップ研修制度を設け、質の担保に寄与することを大きく期待する。 ・「NR制度のあり方」に関する検討も含めて、順調な進捗である。 	

- | | | |
|--|--|---|
| | | <ul style="list-style-type: none">・ N R 制度も安定し、これまでの努力が結実したものと評価できる。・ N R の生涯学習への積極的関与は評価できる。・ N R 制度の公共性について、常に意識して進められたい。 |
|--|--|---|

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>3. 情報発信の推進に関する事項</p> <p>(1) 研究所として総合的な情報発信を行うための体制を強化し、対外的な業務の推進を図ること。</p> <p>(2) 研究所の活動状況に関する情報をホームページを介して広く公開すること。</p> <p>(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、研究所報告やニュースレターの刊行及び電子メディアでの配信により公開すること。</p>	<p>3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 研究所として総合的な情報発信を行うとともに、対外的な業務の推進を図るための組織整備を行う。</p> <p>(2) ホームページに研究所の活動状況を積極的に配信し、ホームページの掲載内容をより充実させる。 ホームページアクセス件数は、中期目標期間中、毎年50万件程度を維持させる。</p> <p>(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、毎年度1回研究報告としてとりまとめるとともに、最新の研究成果やトピックス等を紹介したニュースレターを年4回刊行する。 また、これらについては、ホームページ上で公開するとともに、電子メディアでの配信も行う。</p>	<p>3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 「情報センター」を設置し、各プログラムにおける研究成果及び関連情報を集約・加工し、国民が適切な運動・食生活を実践するために必要な情報の提供を行う。 また、国際栄養、産学連携等対外的な業務を強化、推進するため、「国際産学連携センター」を設置し、特に研究成果の社会還元及び外部ネットワーク構築による研究の促進を図る。</p> <p>(2) コンテンツマネジメントシステム、メールマガジン等の導入により研究所の活動状況を積極的に配信し、ホームページの掲載内容をより充実させる。</p> <p>(3) 研究所の活動および研究業績を年1回研究報告として刊行する。 また、研究所のプロジェクト紹介や研究成果をわかりやすくまとめた、『健康・栄養ニュース』を年4回(季刊)刊行し、ホームページ上で公開するとともに、電子メディアでの配信も行う。</p>	<p>・当研究所の公式ホームページ、「健康食品の安全性・有効性情報」、「健康栄養情報基盤データベース」、「リンク DE ダイエット」、「国民栄養の現状」を始めとする各種サイトの維持管理と更新、また、近年の課題である食育推進に対応して、親子で閲覧できる「えいようきつず」等新規サイトの構築により、当研究所各プログラムにおける研究成果・関連情報を公開、提供した〔資料⑬〕。</p> <p>・研究企画委員会の所掌事項に情報発信に関することを明文化し、プログラムリーダーレベルで情報コンテンツを的確に評価する体制を整えた。</p> <p>・18年度の当研究所ホームページ(トップページ)へのアクセス件数は35万5066件(1日平均973)であった。</p> <p>・研究所の活動状況を配信するための新たなコンテンツマネジメントシステムは所内イントラネットで試験運用を行った。</p> <p>・「健康・栄養ニュース」については、PDF化してホームページ上で公開するとともに、希望者(1,077名)に電子配信した。</p> <p>・研究実績のデータベースおよびその入力・閲覧・検索・集計システムの維持管理を行い、実績を取りまとめた。</p> <p>・研究成果等をまとめた「健康・栄養ニュース」を4回刊行するとともに、それをPDF化してホームページ上で公開。さらにニュースレターとして希望者(1077名)に電子配信した。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>3. 情報発信の推進に関する事項</p> <p>(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報開示は、ホームページ等を活用し積極的に行うこと。</p>	<p>(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報開示は、ホームページ等を活用し積極的に行う。</p>	<p>(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報開示は、ホームページ等を活用し積極的に行う。</p>	<p>・研究所の諸規定・職員の公募等の情報開示を、ホームページ上で積極的に行った。</p>
<p>評価の視点</p> <p>○研究成果等の情報はタイムリーに発信されているか。 ○内容をわかりやすく充実したものにする取り組みはどのような状況か。 ○発信される情報のコンテンツの評価は行われているか。 ○ホームページへのアクセス状況はどのようなものか。 ○諸規程等研究所運営に関する情報は、遅滞なく開示が行われているか。</p>	<p>自己評価 B</p> <p>(理由及び特記事項) ・情報センターを新たに設置し、積極的な情報発信、研究成果の国民への還元を目指した取組体制の強化を図った。ホームページの質を向上させるため組織体制を整えた。</p>	<p>評定 B</p> <p>(理由及び特記事項) ・新しいホームページのコンテンツの内容について、国の施策との関わりでやや疑問な点がある。 ・情報センターの役割、内容が強化されているか、疑問である。 ・情報センターの新設は国民への情報発信に大いに貢献すると思われる。 ・ホームページでは、「えいようきつず」に続き、小中高生を対象にしたサイトの構築が望まれる。 ・色々な関連の取り組み・尽力については認めることができるが、通常以上の評価ではない。 ・計画が想定した水準である。 ・研究所ならではの内容の充実さらに努力されたい。</p>	

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項</p> <p>(1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡を密にし、執行体制を強化すること。</p> <p>(2) 研究企画及び評価に関わる機能及び体制の強化を図り、研究業務の包括的、計画的な実施を進めること。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡調整を密にし、執行体制を強化する。 また、研究所運営に対する研究所職員の意識を高めるため、研究所運営に関する必要な情報の共有化を図る。</p> <p>(2) 研究部門間での連携を強め、異なる研究分野からの情報や研究手法を積極的に利用して戦略的な事業の立案・実施を図る。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 意思決定の迅速化を図るため、権限と責任を明確にした組織運営を行う。 人員や研究資源の配置を適正に行うことを含めて、研究所の重要な経営判断に関する審議は、役員及び各プログラムリーダー、事務部長等から構成される運営会議で行う。 研究成果が最大限あげられるよう、各プログラムで行われている業務の特性を理解し、効率的、効果的な研究支援体制を作る。研究員は、事務部門における運営事項について、必要な理解をし、相互の情報の共有化とコミュニケーションを図る。 また、研究的、技術的事項について、各プログラム相互の連携を強化するため、毎週プログラムリーダー会議を行う。 プログラムリーダーは、研究所の方向性、学術動向、行政・社会的ニーズを理解した上で、各プロジェクトのスタッフにこれら重要事項を伝え、プログラムで実施されている業務について、何を目指して研究を行うべきか、共通意識を持たせるようにする。</p> <p>(2) 6つのプログラム間において、それぞれ専門とする領域や対象が異なる研究者相互が、研究内容及び成果の学術的、社会的意義を理解するために、定期的な所内セミナーや研究交流会を通じて、自由な雰囲気の中で活発な討議を行う。 また、プログラムリーダーは、毎週各プログラムの内容、成果について、定例会で発表を行い、相互の特性を活かしたプログラム横断的で、より統合的な研究の実施に向け、戦略的な立案を行う。</p>	<p>・従来の部長会議を改組し、理事長、理事、プログラムリーダー、センター長及び事務部長で構成される運営会議を新たに設けた。法律に基づく2業務及び健康食品情報関連プロジェクトについては、当研究所として重点的に取り組む課題であることから、それらのプロジェクトリーダーを準構成員とし、研究所運営の重要事項に関する意志決定や情報共有を行い、執行体制を強化した。また、運営会議の議事内容等については、職員に対して周知した。</p> <p>・研究企画委員会及びプログラムリーダー会議、並びに各種委員会の開催や所内イントラネットの電子掲示板等を用いた情報の共有等を通じて、研究所内外の状況について全職員が重要な事項を理解し、必要な行動をとることができるように努めた〔資料⑭〕。</p> <p>・プログラムリーダーは、より効率的かつ確実な業務遂行に向けた体制に充実強化するために各プロジェクトのスタッフに重要事項を伝達し、共通の認識を持つよう徹底を図った。</p> <p>・定期的セミナーについては、月2回を原則として行い、研究職員（常勤）は1年間で必ず1回の研究報告を行うとともに、研究所外から各分野で顕著な業績を有する研究者を招いて、研究交流を行った〔年報 p.118-119〕。その他、特別研究員については、年1度の研究報告の機会を設けた。また、研修生を含めた若手研究者とベテランの研究者等が、より自由な雰囲気の中で研究に関する議論、交流を深めることができるよう、夕刻に研究交流会を行った。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 8 年 度 計 画	平 成 1 8 年 度 の 業 務 実 績
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項</p> <p>(3) 業務の確実な実施のため、各研究・業務に関する内部進行管理及び評価を行うこと。</p> <p>(4) 法人運営に関して透明性を確保するとともに、国民に向けての説明責任を全うするため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。</p>	<p>(3) 調査及び研究業務の効率的かつ確実な推進を図るため、所内報告会等により各業務の進捗状況を把握し、適切な評価を行い、その結果を計画的・効率的な業務の遂行に反映させる。</p> <p>また、所内イントラネットを活用し、業務の進捗状況管理等の効率化を図る。</p> <p>(4) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に則り、積極的な情報公開を行う。</p>	<p>(3) 各研究業務については、プログラムリーダーが進捗状況を把握し、プログラムリーダー会議や運営会議において、報告を行う。また、定例セミナー等で各プロジェクトの進捗、成果を把握し、評価を行う。評価の結果は、四半期毎行う見直しに反映させる。進捗状況管理を行うとともに、各プログラム間、事務部門との情報の共有化につなげる。</p> <p>(4) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に則り、文書を適正に管理し、積極的な情報公開を行う。</p>	<p>・プログラムリーダーは毎週朝の定例会議（プログラムリーダー会議）で、研究の計画、進捗等を報告するとともに、研究及び経営戦略を考える上での情報の共有化を図るようにした。</p> <p>・各プログラムの研究及び業務の進捗状況の把握、管理に加えて、予算の執行状況（運営費交付金、外部からの競争的資金、受託収入等）についても、所内イントラネットを活用して随時把握できるように新たにシステムを構築した〔資料⑭〕。また、各プログラム及び事務において進行中のスケジュールの管理や、研究関連の情報を共有する電子掲示板を構築した。これらによって把握された状況は、プログラムリーダー会議、研究企画委員会、運営会議で検討・評価し、研究所運営の意志決定につなげた。</p> <p>・平成14年10月に施行された「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）」等に基づき、当研究所においては、重点調査研究、基盤研究等の研究成果をはじめ中期計画、諸規程等の情報を研究所ホームページで公開している。平成18年12月には、関係規程の開示の方法及び手数料の改正を行った。</p> <p>・当研究所の情報公開は、情報公開窓口（事務部庶務課庶務係）において受け付け、平成18年度は請求件数1件であった。さらに、研究所ホームページ上での法人ファイル管理簿等の公開も行っている。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項</p> <p>(5) 外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費節減や現況資源の有効利用を進めること。</p>	<p>(5) 研究所の経営基盤の安定化のため、外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費の節減や研究所の所有する設備等の有効利用を進める。</p>	<p>(5) 研究所の経営基盤の安定化を図るため、競争的研究資金や、受託研究など外部資金の獲得に積極的に取り組む。</p> <p>また、経費の節減や研究所の所有する設備等の有効利用を進める。</p>	<p>・社会的ニーズに対応した、より質の高い研究のための競争的研究資金等の獲得に取り組んだ〔資料⑮〕。</p> <p>・また、経費の節減を図るため、新たな備品等の調達などを極力控え、無駄のない適正な執行に努めた。</p> <p>・運動実験施設（プール、運動フロアー、各種運動機器）、ヒューマンカロリメーター、骨密度測定装置等について、外部からの利用や、共同研究や企業からの受託研究等での使用を促進し、研究所が所有する設備等の有効利用を図った。</p>
<p>評価の視点</p> <p>○役員、研究部門及び事務部門の間の連絡調整、執行体制は十分に強化されているか。</p> <p>○研究所運営に関わる情報の共有化は十分に図られているか。</p> <p>○内部進行管理及び評価は適切に行われているか。</p> <p>○業務進行管理のための体制が整っているか。</p> <p>○適切な情報公開が行われているか。</p> <p>○設備の有効活用が図られているか。</p>	<p>自己評価</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究所内の情報共有化をさらに進めるとともに、迅速な意志決定に向けた執行体制に改めた。毎週朝に行うプログラムリーダー会議と、夕刻の研究交流会、イントラネットによる電子掲示板については、様々な役割の者の情報や意識の共有に効果をあげている。 ・各プログラムにおける予算の執行状況を随時確認できるシステムを構築し、運営費交付金、外部からの研究費等の効率的・効果的な執行につながった。 	<p>評定</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究所内のよりスムーズな情報共有が図られていると評価できる。 ・運営体制改善に努めている。 ・毎週のリーダー会議、イブニングトークなど活性化に貢献大と考える。 ・コミュニケーション、IT化、効率化がそれなりに効果をあげていると思われる。 ・研究所内の情報共有化の仕組みは充実してきた。 ・新しい組織化に伴って、意欲的な運営改善が認められる。 ・議論、交流に対し意図的に努力していると認める。 ・努力は評価できる。 	

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 8 年 度 計 画	平 成 1 8 年 度 の 業 務 実 績
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項</p> <p>(1) 業務効率化の観点から、研究部組織体制の見直しを行い、その最適化を図ること。</p>	<p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 研究所が中期計画の中で重点的に行う調査及び研究並びに法律に基づく業務に関して、業務量や集中的に遂行すべき時期等を勘案しながら研究及び業務チームを組織する。</p> <p>非公務員型の利点を生かして柔軟に組織の見直し・改編を行うこととし、従来の部体制から中期目標に掲げる業務を行うためのプログラム等を設け、各々が独立した形の業務運営を行う。</p> <p>また、組織の見直し・改編後、毎年、その効果を検証する。</p>	<p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 現行の組織体制を見直し、重点的に行う研究及び法律に基づく業務ごとにプログラム・プロジェクトチームを別紙1のとおり編成し、4月1日を目途に組織改編を行う。</p> <p>各プログラムにおいて、常勤職員の人件費を含めたコスト管理及び研究業務について、各々が独立した形で運営を行う。</p> <p>また、年度末に、所内内部評価委員会、外部評価委員会で組織改編の評価を行う。</p>	<p>・第1期中期計画における組織を全面的に見直し、プログラム・プロジェクトによる研究組織の再構築を行った〔資料⑧〕。平成18年4月当初よりスムーズに新たな組織に移行することが出来たが、大きな組織変更であったことから、研究室の物理的スペースの移動、調整には時間を要し、平成18年7月に新組織への移行を終えた。</p> <p>・6つのプログラムおよび2つのセンターについては、プログラムリーダーあるいはセンター長への役員等の併任で対応した。それ以外の研究職員については、基本的にプログラム／センターをまたがる併任を廃し、8つのセクションの各々が独立した形で、常勤職員の人件費を含めたコスト管理を行いながら運営を始めた。</p> <p>・非公務員化により、民間等との共同研究の成果を商品の開発や具体的なサービスの提供等に結びつけるための起業が行いやすくなることから、国際産学連携センターと関連して、LLP（有限責任事業組合）の設置についての検討を進めた。また、研究職員の研究・業務実績の処遇への反映度合いを強めた。</p> <p>・年度末には、内部評価委員会で各プログラム及びセンターの運営状況及び成果に関する評価を行い〔資料⑩〕、概ね新組織への改編は良好な結果につながっていると考えられたが、プログラムリーダーやセンター長への役員等の併任については、今後できるだけ解消すべき課題とされた。なお、外部評価委員会による評価については、平成19年5月に行う予定となっている。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項</p> <p>(2) 他機関との連携・交流を強化し、組織の活性化を目指すこと。</p>	<p>(2) 民間企業、大学等との連携・交流を積極的に行い、研究員の交流を進め、人材の養成と資質の向上に努めることにより、組織の活性化を図る。</p>	<p>(2) 国内外の民間企業、大学、他研究機関との研究協力を推進し、研究者の受け入れ及び研究所研究員の派遣を行い、人材の養成と資質の向上に努め、組織の活性化を図る。</p>	<p>・民間企業、大学、その他の機関からの研究者の受け入れ（客員研究員、協力研究員、研修生）は、それぞれ29、52、56件であり、それ以外に短期の受け入れ等を通じて、人材の養成に寄与すると共に、研究所の活性化につなげた。〔年報 p.111-116〕</p> <p>・一方、それらの機関への研究所職員の派遣に関しては、大学の客員教授や非常勤講師38件、大学への特別講義の実施（336件）などを通じて、若手研究者等の育成に寄与するとともに、それらの機関との共同研究等の基盤を構築した。〔年報 p.64-75〕</p>
<p>評価の視点</p> <p>○研究及び業務チームは適切に組織されているか。</p> <p>○非公務員化の利点を生かした取り組みがなされているか。</p> <p>○民間企業、大学等の連携・交流の状況はどうか。</p>	<p>自己評価</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究部門の全面的な組織改定を行い効率的な業務運営に努めた。特に、プログラム毎に常勤職員の人件費も含めたコスト管理を開始し、職員の意識の向上にもつながっている。新中期計画に対応した組織の改定は概ね良好な結果につながっていると判断している。 ・他の機関との連携・交流については、件数としても十分な実績が得られている。 	<p>評定</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画に沿った遂行状況とみなせる。 ・研究・業務組織の最適化を検討しており、今後の成果を期待したい。 ・コスト管理を処遇に連動させる方式は有効だが、公正な評価の手法が必要であると考ええる。 ・プログラム・プロジェクト制といった新しい積極的な取り組みを評価、期待したい。 ・成功事例を積極的にPRすることを望む。 ・プログラム－プロジェクト制による研究組織の再構築という大きな改革を実施し得たことは評価できる。 ・組織の効率運営は評価できる。 ・研究交流体制については、その実績・効果についてさらに説明する必要がある。 	

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>3. 職員の人事の適正化に関する事項</p> <p>(1) 重点的に行う研究及び法律に基づく業務に対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行うこと。</p> <p>(2) 研究職員の個人評価の結果を昇級・昇任等、給与面に反映させること。</p>	<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点的に行う研究及び法律に基づき確実に実施すべき業務については、業務運営の効率性を勘案しながらも、必要な人員を十分に担保した上で組織体制を構築する。</p> <p>(2) 非公務員型への移行のメリットを最大限に活かした柔軟な人事システムを構築し、研究職員の個人評価の結果を昇級・昇任等の処遇及び給与面に反映させる。</p>	<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点的に行う研究及び法律に基づき確実に実施すべき業務については、重点プロジェクトとして位置づけ、研究員、研究補助員等を適切に配置する。</p> <p>(2) 非公務員型への移行に伴い、大学、民間企業等との多様な形態の連携が可能となるよう、企業も含めて、民間企業、団体等との兼業についても、研究所の目的、理念に反しない限りにおいて、成果の社会還元を促進する。</p> <p>また、各研究員の個人評価結果及び各プロジェクトの実績評価を、各個人の昇級・昇任等、給与面に反映させる。</p>	<p>・新たな中期目標・計画に対応するために、組織の全面改定を行い、研究職員（常勤研究員、任期付き研究員、特別研究員）の配置を行った〔資料⑧-a、b〕。</p> <p>・平成18年度においては、研究所が重点的に取り組むべき課題である、食事摂取基準、食品分析及び国民健康・栄養調査関連の研究・業務に従事する若手研究者の公募を行い、3名の研究員の採用を行った。平成19年3月30日現在の研究員等は常勤の研究員35名（任期付研究員5名を含む。）非常勤の特別研究員11名、その他技術補助員53名、研修生53名、協力研究員49名及び客員研究員27名となっている。</p> <p>・研究補助員についても、各プログラム、センターの業務量を考慮しながら、外部からの競争的研究費や民間企業等からの受託収入等を有効に活用して、必要な人材を雇用し、研究・業務の実施体制を整備した。</p> <p>・非公務員化により、民間等との共同研究の成果を商品の開発や具体的なサービスの提供等に結びつけるための起業が行いやすくなることから、国際産学連携センターと関連して、LLP（有限責任事業組合）の設置についての検討を進めた。</p> <p>・各研究員に関しては、所属するプログラムやセンターの中間実績及び年度末の実績、並びにそれらへの貢献度及び研究業績を、昇級・昇任あるいは賞与の算定に際して考慮した。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>3. 職員の人事の適正化に関する事項</p> <p>(3) 研究職員の流動化計画に沿って原則公募制・任期制により採用を行い、研究者層の向上を図ること。</p>	<p>(3) 研究員の採用に当たっては、「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、原則として公募制、任期付の採用を行う。</p> <p>研究所が重点的に推進する調査及び研究業務が着実に成果が挙げられるよう、資質の高い人材を広く求める。また、資質の高い人材については、任期中の実績評価に基づき、任期を付さない形での採用を行う。</p> <p>さらに、外国人及び女性研究者が業務に従事しやすい環境づくりを推進し、外国人及び女性職員の採用も可能な限り行う。</p>	<p>(3) 「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、原則公募制、任期付の採用を行う。</p> <p>また、任期付研究員については、任期終了後に任期中の実績評価を行い、任期を付さない職員としての採用を検討する。</p> <p>任期付き研究員の採用にあたっては、流動化計画を図る一方、研究所における長期的な展望を考えるとデメリットもあることから、研究性質、行政・社会的ニーズに応じて、柔軟に運用を行う。</p> <p>女性研究員の採用を可能な限り行うとともに、研究業務に従事しやすい環境づくりとして、フレックスタイム制をフル活用するとともに、各種制度の活用を進める。産休及び育休（男性を含む）によるブランクを埋める一手段として、メール等を活用したコミュニケーションを進める。</p> <p>国際協力の推進、グローバル化する健康食品等の情報の収集、発信のため、外国人研究者の有する能力を活用できるような採用を可能な限り行う。</p>	<p>・平成13年度の独立行政法人化以来、平成18年度末までに任期付研究員として採用した者は16名であり、その内11名が任期満了した。任期付研究員の採用に当たっては、「研究者の流動化」という国の方針に対応した採用を行っている。</p> <p>・平成18年度は、中長期的な視点から研究所にとって必要な人材を採用し、現在のプロジェクト体制に十分貢献でき、研究性質、行政・社会的ニーズに応じることができた研究者を3名採用した（うち1名は厚生労働省との人事交流）。うち、女性研究員は1名であり、平成19年3月期末で全研究員35名のうち、女性研究員は7名となった。</p> <p>・研究職員においてはフレックスタイムを活用することにより、個人の生活にも適合し、しかも研究成果が十分に得られるような状況となっている。なお、平成18年度においては、産休・育休の対象となる職員はいなかった。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>3. 職員の人事の適正化に関する事項</p> <p>(4) 事務職員についても適切に評価を行い、資質の向上と業務の効率化を図ること。</p>	<p>(4) 事務職員の質の向上を図るため、研究員と同様に評価を行うこととし、その評価システムとして自己評価による評価を行い、その結果を昇給・昇任等に反映する。</p> <p>※人事に関する指標 期末の常勤職員数は、期初の100%を上限とする。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 47名 期末の常勤職員数 47名(以内)</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額 2,335百万円(見込)</p> <p>ただし、上記の金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p>	<p>(4) 事務職員についても、自己評価を行うとともに、個人面接を行い、直近上司と総括上司の段階評価を実施する。評価の結果は、昇給・昇任等に反映する。</p>	<p>・事務職員についても、職員の資質、仕事に対する意欲及び取組姿勢等について課長、部長による段階評価を行い、昇級、昇任、賞与の算定等に反映させた。</p> <p>・資質の向上については、人事院などが行う研修会等に積極的に参加させており、平成18年度は13件、延べ16名が参加した〔資料⑰〕。</p>
<p>評価の視点</p> <p>○メリハリのある人員配置ができているか。</p> <p>○研究職員の評価が適切に処遇及び給与に反映されているか。</p> <p>○公募制、任期制による採用が適切に実施されているか。</p> <p>○外国人及び女性研究員が従事しやすい環境づくりが推進されているか。</p> <p>○事務職員の資質の向上につながる取り組みが行われているか。</p> <p>○人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由が明らかになっており、合理的なものであるか。</p>	<p>自己評価</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募、任期付きによる研究員の採用を行い、研究所が重点的に取り組むべき課題(プロジェクト)に配置した(女性研究員は35名中7名となった)。補助的な職員についても、戦略的な雇用・配置を行うとともに、勤務時間の調整等により育児等がしやすい環境づくりに努めた。 ・各研究員が所属するプログラムの実績及び個人の貢献の状況を、処遇(昇級・昇任、賞与の算定)に反映させた。 	<p>評定</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特段のことはなく、計画通りと判断する。 ・フレックスは常識だが、育児休暇の取得促進を期待する。 ・様々な取り組みの成功によって独自の体制が組まれることは好ましい。 ・若手研究の採用、受託業務による研究補助員増など、計画の水準を超える成果と判断する。 ・必要部門への若手研究員採用を評価するが、今後も人事の透明性と流動性を保つ努力を期待する。 	

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項</p> <p>(1) 業務の効率化を図るため、事務書類の簡素化、電子化、事務作業の迅速化を進めるとともに、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を行うこと。</p> <p>(2) 事務職員については、研修会やマネジメントセミナー等を通じ、研究所経営への参加意識を高めるとともに、業務意識の高揚を図ること。</p> <p>(3) 業務の効率化を図るため、業務・システムの効率化を図ること。</p>	<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 研究組織体制の見直しに併せて、業務の効率化を図るため、事務部門の組織を見直す。この際、事務部門に研究員の研究成果の積極的な活用や、対外的な業務を担う業務課（仮称）を設け、研究員が最大限の成果を得られるようにする。</p> <p>また、権限の明確化及び決裁プロセスの短縮化により、意志決定の迅速化を図るとともに、事務作業の迅速化、事務書類の簡素化、電子化等を進める。さらに、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を進める。</p> <p>(2) 事務職員については、研究所で働く者として必要な法令・知識を習得するための各種研修会やセミナー等への参加を充実させ、職員が働きやすく自己能力を最大限発揮できるような職場環境の整備を推進する。</p> <p>これにより、研究所経営への参加意識を高め、業務の質の向上及び効率化の一層の推進を図る。</p> <p>(3) 業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図る。</p>	<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 業務の効率化を図るため、意志決定の迅速化を図るとともに、権限と責任を明確にした組織運営を行う。</p> <p>迅速な意志決定と柔軟な対応をとるため、各種事務手続きの簡素化、迅速化、電子化を図るとともに、業務を見直し、可能かつ適切な業務については、外部委託を進める。</p> <p>組織の見直しにあたっては、事務部門に「業務課」を設け、研究所の研究成果の積極的な活用や、知的財産の実用化に向けた民間企業との連携推進を図る。</p> <p>(2) 事務職員の資質向上を図るため、業務上必要とされる知識（知的財産、安全管理、会計・契約等）の技術取得ができるよう、自己啓発や能力開発のための研修を行う。また、職員が働きやすく自己能力が最大限発揮できるよう、職場環境の整備を充実する。</p> <p>(3) 業務の効率化を図るため、情報総括責任者（CIO）を中心に、業務・システムの最適化・効率化を図る。</p>	<p>・第1期中期計画から実施してきた消耗品の一括購入や所内LANの活用による用紙の節減等も引き続き実施するとともに、電子掲示板の活用など業務の効率化に努めた。また、自動車運転業務、設備等の点検業務等の定型的な業務及びデータ入力業務については外部委託した。</p> <p>・組織については、運営費交付金以外の外部研究費の獲得等及び対外的な業務を行う「業務課」を事務部門に新たに設け、業務分担を明確にした。また、当研究所が取得した特許権等の有効活用については、「産学官連携推進会議」及び関連学会などにおける企業等への説明、研究所ホームページへの掲載を通じて広報に努めた。</p> <p>・事務職員については、「政府関係法人会計事務職員研修」に若手職員を参加させた。また、国等が行う研修や独立行政法人の業務運営に関するセミナー等に参加し、資質の向上に努め、また、情報総括責任者（CIO）を中心に、業務・システムの最適化及び効率化に努めた。</p>
<p>評価の視点</p> <p>○文書簡素化、電子化・データベース化等により、事務作業の迅速化が図られているか。</p> <p>○定型的な業務については、適切に外部委託が行われているか。</p> <p>○業務等の目標に応じた研修等が適切に実施されているか。</p> <p>○業務・システムの最適化を推進する体制はとられているか。</p> <p>○各種事務文書の合理化・電子化が進められているか。</p>	<p>自己評価</p> <p>B</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務部に「業務課」を設け、より積極的な対外的な業務を行う基盤をつくった。また、若手職員を研修等に参加させ、技能の向上を図った。 ・所内イントラネットに大きな改良を加え、電子掲示板、研究費等執行状況確認システム等の活用を開始し、業務の効率化につながった。 	<p>評定</p> <p>B</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務課の新設は重要と考える。今後のより効率化につながるか、見守る。 ・業務課の活用、実施化に期待する。 ・業務課が機能すれば研究が進む。連携強化が必要と考える。 ・業務運営面でも改革が進んでいることが理解できる。 ・業務課の新設を増員せずに行い、研究部門が研究に専念できるように配慮した点などの取組みは高く評価できる。 ・業務の効率化への努力を認めるが、特に業務課の役割は注目される。 	

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>5. 評価の充実に係る事項</p> <p>(1) 毎年度内部評価委員会において、主要な研究業務に関して内部評価を実施すること。</p> <p>(2) 第三者による外部評価委員会により、年度計画の事前及び事後評価を行うこと。</p> <p>(3) 評価に関する結果は、ホームページで公開すること。</p>	<p>5. 評価の充実に係る事項を達成するための措置</p> <p>(1) 毎年度内部評価委員会を開催し、主要な研究業務に関して、内部評価を実施し、研究業務の確実な実施及び効率化に資する。</p> <p>(2) 柔軟かつ競争的で開かれた調査及び研究環境の実現や経営資源の重点的・効率的配分に資するため、外部の専門家等の評価者による外部評価を毎年度2回程度実施する。</p> <p>(3) 内部及び外部評価結果は、ホームページ上で公表するとともに、組織や施設・設備の改廃等を含めた予算・人材等の資源配分に反映させる等、調査及び研究活動の活性化・効率化に積極的に活用する。</p>	<p>5. 評価の充実に係る事項を達成するための措置</p> <p>(1) 研究所組織改編に伴い、内部評価規程の見直しを行い、交付金によって行われるプロジェクトを中心に、主要な研究業務に関して、中間及び年度末の評価を実施する。中間評価については、年度途中の研究業務の見直しにより、効果的な実施につなげる。</p> <p>(2) 外部有識者による評価委員会については、研究所の主要な研究業務の進捗状況、成果の社会へのアウトプット、将来の発展性という観点から、また研究所の組織運営に関しては、特により良い研究環境の構築という観点から、評価を受ける。また、平成19年度計画について、当評価委員会から事前に評価を得る。</p> <p>(3) 内部及び外部評価の結果は、ホームページ上で公開する。 評価結果については、プログラム、プロジェクトにとどまらず、研究職員全体で結果を十分認識し、研究所に求められている方向性や課題等を斟酌した上で、適時研究業務の内容の修正等につなげる。 また、理事長等役員は、評価結果を参考に、研究資源の配分等に反映させる。</p>	<p>・研究企画委員会において内部評価のあり方の見直し、検討を行った結果、第1期中期計画においては、組織（研究部）とそれを構成する個人との関わりについての評価の視点が十分では無かったという認識に至った。そこで、第2期中期計画においては、プログラム（センター）単位の評価に重点を置き、各プログラム（センター）の中での構成員の役割期待と実績という観点から、研究所内部の評価を行うことにした。</p> <p>・各プログラム（センター）については、平成18年12月及び平成19年3月に所内公開の報告会を行い、また各プロジェクトからの報告会は平成19年1月に行った。これらの報告及び中期目標・計画や年度計画に照らし合わせた研究及び業務の進捗状況をまとめた資料に基づき、中間評価及び年度の最終評価を行った。</p> <p>・外部評価委員会については、関連する領域の有識者に依頼をし、委員会メンバーの再編を行った。平成18年6月1日に平成17年度実績についての事後評価を受け、平成19年3月24日には平成19年度計画についての事前評価を受けた。なお、平成18年度実績については、平成19年5月31日に事後評価を受ける予定となっている。〔年報 p.5〕</p> <p>・評価結果については、研究企画委員会において分析・検討を加え、プログラムリーダーを通じて、各研究職員に周知するとともに、事務職員についても研究所が担うべき役割と課題を十分に認識させるようにしている。平成19年度の研究予算や特別研究員の配置等については、評価結果等を踏まえて決定した。また、評価結果については、その概要をホームページ等で公開する予定である。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>5. 評価の充実に関する事項</p> <p>(4) 研究職員について自己点検・評価を行うとともに、できるだけ客観的な指標に基づく評価を毎年実施すること。</p>	<p>(4) 研究員については、自己点検・評価を行うとともに、可能な限り客観的な指標に基づき評価を行う。</p> <p>また、理事長は自ら全研究員との面談を行い、適切かつ公平な評価を行う。</p> <p>さらに、評価の結果は各職員にフィードバックするとともに、所内イントラネットを活用して、各研究の研究業績を公開し、評価の透明性の確保に努める。</p>	<p>(4) 研究所、社会での立場を認識した上で、学術的、行政的ニーズへの対応という観点から、当該年度における自らの研究及び成果について、点検及び評価を行う。その際には、可能な限り客観的指活用した業績等の登録を行う。各人の役割に応じたエフォートを勘案しながら、点数化可能なものについては、客観的な評価を行う。</p> <p>理事長は、このような業務実績の指標及び自己点検結果を含め、研究員全員と面接を行い、適切かつ公正な評価を行う。評価結果については、年度内に各人にフィードバックし、次年度の研究業務の質の向上に役立てる。</p> <p>任期付研究員については、任期終了後に任期中の実績評価を行い、その結果をその後の採用等に反映させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新組織においては、6プログラムが主に学術的対応、2センターが主に行政的・社会的ニーズへの対応を行うという役割となったことから、プログラム（センター）の評価やそこに所属する研究者個人についても、それぞれの役割に応じた“エフォート”を勘案して評価を行うようにした。 ・論文、学会発表等、定型的なフォーマットで登録可能な研究業績や実績については、前年度に引き続き所内イントラネットを活用したデータベースを活用して、各研究者が登録を行った。登録データを有効に活用するために、個人評価のための業績リスト、各種評価委員会用資料、研究所年報、マンスリーレポート（研究所ホームページ）の出力フォーマットを用意した。 ・内部における評価のあり方を見直した結果、理事長による研究職員全員への個別面接は行わないこととし、前述のようにプログラム（センター）毎の中間及び年度末最終評価との関わりで、研究者個人が当該年度の研究業績等に基づいて、自己点検することとした。 ・平成18年度においては、任期満了となる任期付研究員は該当がなかったことから、それに関連する評価は行わなかった。
<p>評価の視点</p> <p>○内部評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。</p> <p>○第三者による評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。</p> <p>○内部及び外部評価の結果が適切に公開されているか。</p> <p>○研究職員の自己点検・評価及び理事長による評価が適切に行われているか。</p>	<p>自己評価</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究企画委員会が中心となり、研究員の意見も集約しながら、第一期中期計画において行われていた評価の仕組み（研究者の個人評価が中心）を、より研究所組織・機能に着目した形（プログラム毎評価＋個人評価）に改めた。 ・外部評価委員会についてメンバーの再編を行い、新しい中期目標・計画の視点に沿った事前・事後の評価をお願いしている。 	<p>評定</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい評価システムが有効に機能することに期待する。 ・評価のあり方についての検討は評価できる。 ・外部評価委員に主婦を入れることを検討されたい。 ・プログラムの特性に合わせた評価への変換については重要である。ただし、透明性の確保については今後を見守りたい。 ・安定的に研究が実施できることを第一に、評価の仕組みを変更した点は評価できる。 ・研究業務の客観的評価の仕組みを構築した努力を評価する。 	

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>6. 業務運営全体での効率化</p> <p>一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費を除く。）については、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として10%以上の削減を達成すること。</p> <p>人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。</p> <p>併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p> <p>業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として5%以上の削減を達成すること。</p>	<p>6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置</p> <p>一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費を除く。）については中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として10%以上の削減を達成する。</p> <p>人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の最終年度までに平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する。</p> <p>併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを行う。</p> <p>業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、中期目標期間中、毎年度、1%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する。</p>	<p>6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置</p> <p>一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費を除く。）については、光熱水料等の削減等に努め、平成17年度に比べ2%以上の削減を図る。</p> <p>人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）については、適正な人員配置に努め、平成17年度を基準として1%程度の削減を図る。</p> <p>業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、業務の効率化、コストの削減に努め、平成17年度に比べ1%以上の削減を図る。</p>	<p>・一般管理費は、自己補填分1,602千円を入れると、平成17年度予算額に比べ約4.5%の削減ができた。</p> <p>・人件費は、平成17年度予算額に比べ約5.1%の削減ができた。</p> <p>・業務経費は、平成17年度予算に比べ約8.8%の削減ができた。</p>
<p>評価の視点</p> <p>○人件費、一般管理費、業務経費の削減に向けた取り組みはどのような状況か。</p> <p>○経年比較により削減状況が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果がどの程度明らかになっているか。</p> <p>○給与体系の見直しが国家公務員の給与構造改革を踏まえ、適宜行われたか。</p>	<p>自己評価</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の見直し（運転業務2人→1人）、原則一般競争（実施率32%→53%へ）による物品等の購入、役務契約、任期付研究員の採用などを行い、業務の質の低下を招くことなく経費の削減を図った。 ・給与については、国の給与制度に準拠した給与規程の改正を行った。 	<p>評定</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画通りと考える。 ・一般競争入札をもっと増やせるといった説明があったが、なぜ早くやらないのか。 ・計画を上回る実績である。 ・経費削減に対する成果も十分にあげっており、計画を上回るものと判断する。 ・経費削減の努力は評価できるが、画期的なものとは思えない。 	

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項</p> <p>(1) 運営費交付金以外の競争的研究資金の積極的獲得を図ること。</p> <p>(2) 各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用及び研究成果の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図ること。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 運営費交付金以外の競争的研究資金の積極的な獲得を図り、外部研究資金、その他の競争的資金の募集等に積極的に参加し、その増加に努める。</p> <p>(2) 各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用並びに研究成果の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の確保につなげる。 また、「独立行政法人国立健康・栄養研究所施設・設備等利用規程」に基づき、地域住民等への施設開放を行い、研究所の設備等の効率的な利用に努め、併せて自己収入の増加に寄与する。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 厚生労働省、文部科学省等の政府機関、科学技術振興機構等の機関が実施する公募型研究に研究課題の応募を積極的に行う。その際に、研究所の目的等を勘案し、競争力の高い研究課題を選択し、また、他の研究機関等との共同研究の中核となる課題に従事する。 健康・栄養に関する調査及び研究について、国、民間企業等の受託研究及び業務については、研究所の目的やその後の発展性及び交付金事業として行う研究を勘案しながら、それらに合致するものについては積極的に受入、自己収入の増加に資する。</p> <p>(2) 知的財産については、その出願や維持にかかる費用を勘案しながら、実施につながる可能性の高いものについて、必要な維持を行い、自己収入につなげる。 また、研究成果の社会還元を目的とした出版（研究所監修による書籍、マニュアル、テキスト等）を行うことにより、自己収入の確保につなげる。 さらに、施設開放にあたっては、自己収入だけでなく、ヒトを対象とした研究への参加、地域住民の健康づくりという視点を踏まえて進める。</p>	<p>・より質の高い研究に重点を置いた外部研究資金の獲得に努め、競争的研究資金や共同研究資金の増額を図った〔資料⑮、⑤〕。</p> <p>競争的資金 17年度 2億2千万円 18年度 2億9千万円（7千万円増）</p> <p>共同研究 17年度 1千5百万円 18年度 2千7百万円（1千2百万円増）</p> <p>・真に必要とされる国及び民間の調査及び研究について、研究所の目的に照らしながら精査したうえで積極的に受入を行った。</p> <p>・知的財産については、ヒューマンサイエンス振興財団の技術移転事業等を活用して、18年度は「糖尿及び高血糖の予防治療用飲料食品」など4件を出願したところである〔資料④〕。</p> <p>・書籍テキスト等の監修を行い、自己収入とした〔資料⑩〕</p> <p>・地域住民の健康づくりや研究のための基礎的データの収集のため、施設開放を積極的に行った。</p>
<p>評価の視点</p> <p>○競争的な研究資金の獲得状況はどうか。 ○研究成果等の社会還元という観点から、適正に自己収入が得られているか。 ○運営費交付金を充当して行う事業について、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。 ○経費削減の達成状況はどのようなものか。</p>	<p>自己評価</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項) ・競争的資金、共同研究資金ともに平成17年度実績を大きく上回った。 ・書籍テキストなどの監修により、自己収入の確保にもつなげた。</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項) ・努力の結果としての実績と評価できる。 ・質的向上も含め競争的資金、共同研究資金の増大は評価できる。 ・目標・計画設定時には、数値を設定しないとのことであったので昨年度の数値との比較ではなく、内容で評価すべきと考える。内容の充実度について、もう少しわかりやすく説明することが必要である。 ・自己収入を得やすい研究所であり、さらに努力すべきと考える。 ・研究者数が少ない中で特に共同研究に大きな力を注ぎ、研究者の育成、研究のアウトカムに大いに期待する。</p>	

- | | | |
|--|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none">・自己収入について、順調、かつ計画的を上回る実績をあげている。・実績は前年を上回っており、活性化された活動が行われていると判断する。・競争的資金などの増加を評価する。・前年を上回る実績をあげている。 |
|--|--|--|

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 8 年 度 計 画	平 成 1 8 年 度 の 業 務 実 績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>2. 経費の抑制に関する事項</p> <p>(1) 各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図ること。</p> <p>(2) 研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の節減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図ること。</p>	<p>2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 各部門において、常勤職員の人件費を含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図る。</p> <p>(2) 研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費についても、法令集の追録購入中止等により削減を図る。</p> <p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別紙1のとおり。</p> <p>2. 収支計画 別紙2のとおり。</p> <p>3. 資金計画 別紙3のとおり。</p>	<p>2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 6つのプログラム、2つのセンターにおいて、常勤職員の人件費を含めた業務費のコスト管理を四半期毎に行う。 その結果については、運営会議、役員会で分析を行い、効率的な運用につなげる。このようなマネジメントサイクルにより、研究職員のコスト意識の向上を図る。</p> <p>(2) プログラムにまたがる研究の実施や、施設整備、スペース等の共有利用により、人的資源、コスト削減につなげる。 また、研究業務の遂行に付随する事務手続き等の簡素化を図り、人的コストの削減につなげる。 さらに、データ入力、検体の定期検査、文献資料の収集、コンピュータプログラム、データベース開発等、アウトソーシングが効率化やコスト削減につながるものについては、アウトソーシングを進める。アウトソーシングを行う場合は、その内容の質の担保を確保するために必要な措置を講じる。 また、法令集の追録購入中止、「健康・栄養ニュース」のメールマガジン化等により、経常的経費の削減を図る。</p> <p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別紙5のとおり。</p> <p>2. 収支計画 別紙6のとおり。</p> <p>3. 資金計画 別紙7のとおり。</p>	<p>・各プログラム、センターに係る常勤職員の人件費及び業務費のコスト管理を四半期別に集計を行い、その結果については運営会議、役員会で分析を行い、効率的な運用に努め、研究職員のコスト意識の徹底を図った。</p> <p>・共同機器室の再配置を行うことにより、施設整備、スペース等の共有利用によりコスト削減を図った。</p> <p>・国民健康・栄養調査業務に伴うデータ入力他8件、「健康な中年男女のベースライン測定」におけるデータ収集とフィードバックのためのデータベースの開発他1件などの外部委託を行うことにより業務の効率化を図り、人的コストの削減を図った。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1. 限度額 100,000,000円</p> <p>2. 想定される理由</p> <p>ア 運営費交付金等の受入れの遅延等による資金の不足</p> <p>イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給</p> <p>ウ その他不測の事態により生じた資金の不足</p> <p>第6 重要な資産を譲渡、又は担保に供するときは、その計画 該当なし。</p> <p>第7 剰余金の使途</p> <p>ア 研究環境の整備に係る経費</p> <p>イ 職員の資質向上に係る経費</p> <p>ウ 知的財産管理、技術移転に係る経費 等</p>		
<p>評価の視点</p> <p>○コスト管理が適正になされ、効率的な資金運用につながっているか。</p> <p>○人的資源の有効な活用が図られ、それが経費節減につながっているか。</p> <p>○計画と実績との間に差異がある場合には、理由が明らかにされているか。</p> <p>○運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、理由が明らかになっているか。</p>	<p>自己評価</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イントラネットを活用し、プログラム、センターごとの予算執行状況を月毎に集計したものを公開し、効率的な資金運用を図った。 ・入力作業等外部事業者でできる業務を委託することにより、内部職員の人的資源の効果的な活用を図った。 ・収益化されず債務と残ったものは、経費節減によるものである。 	<p>評定</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特段の遂行状況とは判断できない。 ・経費削減で光熱水費はもっと早くからできたのではない。 ・計画を上回る経費の抑制が進んでいる。 ・研究員に対するコスト意識向上施策も成果をあげており、評価できる。 ・経費抑制の意識が所員に浸透したことは評価するが、計画以上というものではない。 	

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務実績
<p>第5 その他の業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他の業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) セキュリティの確保 情報セキュリティの強化と利用者への情報提供等の利便性の向上を図ること。</p>	<p>第8 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置</p> <p>(1) セキュリティの確保 情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。</p> <p>(2) 施設及び設備に関する計画 該当なし。</p> <p>(3) 積立金処分に関する事項 該当なし。</p>	<p>第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置</p> <p>(1) セキュリティの確保 情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。</p> <p>第6 平成18年度独立行政法人国立健康・栄養研究所行事等予定表 別紙9のとおり。</p>	<p>・「独立行政法人 国立健康・栄養研究所 情報ネットワークセキュリティポリシー」を遵守し、情報のセキュリティ確保に努めた。また、新たに Web アプリケーション・ファイアウォールシステムを導入し、常にアプリケーション環境に適した防御体制を維持する機能を持たせたことで、セキュリティレベルを大幅に向上させた。</p>

評価の視点	自己評価	評価
<p>○情報システム関係のセキュリティは確保されているか。</p>	<p>A</p> <p>(理由及び特記事項) ・情報ネットワークを適切に運用するため、所内イントラネットを利用する職員等に対し、研究所のセキュリティポリシーについての研修会を実施した。 ・ファイアウォールシステムを導入し、ソフト面・ハード面双方のセキュリティレベルを向上させた。</p>	<p>B</p> <p>(理由及び特記事項) ・計画通りとみなせる。 ・セキュリティの充実は常識である。 ・セキュリティ確保に関しての特段の尽力があったと評価できる。 ・実施した施策は当然行うべきものであり、計画の範囲内である。</p>